

第五十回 参議院日韓条約等特別委員会會議録第十号

(七八)

昭和四十年十二月四日(土曜日)
午前十時五十五分開会

委員の異動

十二月四日

辞任

佐多 忠隆君
羽生 三七君
岡田 宗司君
黒柳 明君

補欠選任

北村 暢君
森 勝治君
木村美智男君
渋谷 邦彦君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

寺尾 豊君

委員

大谷藤之助君
久保 勘一君
草葉 隆圓君
長谷川 仁君
松野 孝一君
亀田 得治君
藤田 進君
森 元治郎君
二宮 文造君
井川 伊平君
植木 光教君
梶原 茂嘉君
木内 四郎君
黒木 利克君
近藤英一郎君
笹森 順造君
杉原 荒太君
園田 清充君
田村 賢作君
中村喜四郎君

國務大臣

政府委員

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
法務大臣 石井光次郎君
外務大臣 椎名悦三郎君
文部大臣 中村 梅吉君
農林大臣 坂田 英一君
通商産業大臣 三木 武夫君
郵政大臣 那 祐一君
國務大臣 松野 頼三君
内閣官房長官 橋本登美三郎君
内閣法制局長官 高辻 正巳君
法務政務次官 山本 利壽君
法務省民事局長 新谷 正夫君
法務省刑事局長 津田 實君
法務省人権擁護局長 鈴木信次郎君

事務局側

法務省人國管理局長 八木 正男君
外務省アジア局長 後宮 虎郎君
外務省北米局長 安川 壯君
外務省経済協力局長 西山 昭君
外務省条約局長 藤崎 萬里君
文部省初等中等教育局長 齋藤 正君
文化財保護委員会事務局局長 村山 松雄君
厚生省社会局長 今村 謙君
農林大臣官房長官 大口 駿一君
水産庁長官 丹羽雅次郎君
水産庁次長 石田 朗君
通商産業省貿易振興局長 高島 節男君
常任委員会専門員 増本 甲吉君
常任委員会専門員 結城司郎次君
常任委員会専門員 坂入長太郎君
常任委員会専門員 渡辺 猛君
常任委員会専門員 宮出 秀雄君

本日の會議に付した案件

○日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求むるの件(内閣提出、衆議院送付)
○日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第

二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(寺尾豊君) ただいまから、日韓条約等特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
本日佐多忠隆君、羽生三七君、岡田宗司君が委員を辞任され、その補欠として北村暢君、森勝治君、木村美智男君が選任されました。

○委員長(寺尾豊君) 日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求むるの件、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案
以上四案件を一括して議題とし、質疑を行ないます。小林武君。

○小林武君 総理大臣に、質問に入る前にお尋ねをいたしたいわけですが、昨日、わが党は自民党に對しまして、あなたの党の自民党に對しまして、お手元上げしましたような三項目について申し入れを行ないました。

一、日韓特別委員会における審議はまだまだ不十分であるので、慎重審議をするため強行採決など行なうべきではない。

このことにつきましては、いままでの審議の段階におきましても、この条約の重要性から考えまして特別委員会における審議は十分に尽くすということ、強行採決は行なわないということ、あなたは党の総裁としてあるいは総理としてお約束をいただいた。それに対して、どうも打ち切りをするというふうな気が濃厚であるところから、わが党はこの申し入れをなした。

二、条約・協定・交換公文は、本院における自然成立を待たず、十二月十日に討論、採決に応ずる。

三、その成立を待つて必要となる国内三法案については、残余の会期もあるので、引き続き審議すべきものとする。

という申し入れをなしたわけでありました。このことについて、総理の、あるいは党の最高責任者としての総裁から、先ほども申し上げましたように、この法案の重要性をお考えの上、どのような所信をお持ちなのか。すでにわが党に對し、あるいは野党に對してお約束をした強行採決は行なわないということは、よもや破られまいと私は考えるわけでありましたが、この点について最初にお答えを聞きたいわけでありました。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいまの小林君の、ただいまの申し入れでございますが、これは当委員会において理事諸君と十分御審議あつてしかるべきものだと、私はただいま政府を代表いたします。当委員会に政府の承認を求むる案件について提案し、皆さま方の承認を求めておるその立場でございます。御承知のように、国会の運営は委員長、また各委員等それぞれ理事を選任されて、理事等において段取り——いかに審議するかという段取りについては十分打ち合わせがある、かように何っております。審議そのものにつきましては、政府はもちろん答弁が親切でなければならぬ、またこれは詳細を尽くさなければならぬ、これはもちろんでございます。どうか、ただいま申し上げるような意味におきまして、審議の段取り等について十分に当委員会でお打ち合わせを願いた

い、かように思います。

○藤田進君 関連。いま総理・総裁に小林委員から提示いたしましたものは、社会党としては党内の真剣な討論を経て、党首である佐々木委員長をはじめ、機関にもかけ、これを自由民主党の党に申し入れをいたしまして、今日いまだ正式な回答に接していません。

冒頭、私より、議会のあり方について総理・総裁との間に質疑をかわし、総理・総裁としても政党内閣という日本の現状から見、自分にすべての責任があることはこれは認めるし、再び衆議院における遺憾なああいうことのないようにということであるので、一片の当委員会の理事間というそういう問題にとどめないで、真剣に、自由民主党としても、社会党が、参議院の場における審議をやらせ国民の期待に沿うべくここに踏み切っているという実情は十分御察しいたいて、まだ正式回答に接していない段階ですから、このことは真剣に、総裁とされても党機関にはかられ、その意に沿うように、要するに、混乱の中にこの参議院も事態が経過するというものないうちに、特別のはからいをするべき時期にきていると思

います。この点については、先ほどの御答弁で、何か問題の責任を回避されようとするようなふうにもうかがえるわけで、まことにその点遺憾と思

いますので、再度いま申し上げた趣旨について、そのような善処のお取りはからいがいただけるのか、いや問答無用、わがペースでいくと——報ずるところによれば、斎藤幹事長並びに堀見国会対策委員長は、昨日総理と会って、本日四日に強行採決をいたします、おそらく総理はちよつと待てと言ったに違いないと思ふけれども、(笑聲)このようない実情がかりに真実だとすれば、なおさら私どもは非常に重大な——日本の議会制民主主義の重大な関頭に立っているように私は思います。一議員としても、党人であるわれわれ社会党委員並びに他の会派についても、大きなこれについては野党は異論はないようにも思われます。これは真剣にひとつお考えの上で御答弁をいただきたいと

思ふのであります。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいま小林君にお答えしたとおりであります。重ねてお尋ねでございますので、私の考え方を申し上げたいと思

います。私はただいま政府を代表いたしました。そして皆さま方の承認を求むる案件、同時に成立を求める法律案等々を一括御審議を願っているの

でございます。これらの審議の段取り等につきましては、ただいま申し上げましたように、委員会において十分お打ち合わせを願って、そしてその段取りをおきめください、かように私は申し上げておるのであります。ただ、私が総理であると同時に自民党の総裁である、こういう立場から、総理と

いうよりも総裁としての立場からその考え方を

と思いましたが……党首会談を申し入れ、現実には佐藤・佐々木会談ということもしばしば申し入れられてはいるが、現状においてはまだそれが実現していない。党のことは幹事長、副総裁にまかして、おれは知らんとおっしゃいます、それならば、党首会談というものをもうまくまけること自体がおかしいじゃありませんか。私は多くを申し上げません。いま小林委員並びに私が関連して申し上げたこと、この申し入れについては一切検討する余地もないし、検討はしない、おれは関知しないという、そういう態度でしようか。将来に問題を残すかもしれない時期でありますから、私は政府並びに特に今回は党首であられる佐藤総裁にぜひお伺いしなければなりません。私は真剣にこれを受けてどうすべきかという検討がなされて、申し入れました社会党に對しては、自由民主党を代表したしたるべき回答がなされるのがこれは当然だと思つております。これを無視して、もし伝えられるような強行採決になり、事態が国民の好まざる方向に行くというところは、これはもう佐藤さんを含めわれわれが、お互いが考えなければならぬところじゃないですか。私はそれを憂えて、検討すべきだ、そしてすみやかにこれに對する正式な回答をすべきだと思つております。それをしあなたたは回避されようとするのですか、どうですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 党首会談をするということをしれば言っているじゃないか、こういう事柄ももちろん私も計画をした。しかし、私どもどこまでも民主的にこういうことを進めたいのでありまして、いわゆる総裁だからあるいは党首だから、こういうことで何でも全権まかされているのだ、こういうわけではない。それぞれの機関がある、それぞれ役割を重ねの上で言いますか、あるいは一つのを開いて、そして党首会談をやつていく、そういうことをいたすわけでありまして、その論議を繰り返して、党首会談だ、こういうのでは実はない。私が先ほど来申し上げました、委員会に審議の段取り等は十分御審議を、御協議

をお願いしたい、かように申しましたのも、これはすべてが民主的な運営ということとそれぞれがきまっています。したがって、ただいまのようなお話が出て、これは私に直接申し入れがございましたが、私はそういうことは理事諸公において十分相談され、またこの委員会の運営等においては、これは一体どうするのかというようなことは皆さん方がおきめになる、一々私がそういう相談を受けて、また總裁だからというので一々指図はしない。問題はやはりどこまでも民主的にやる、また民主政治を守り抜くのだ、議会政治を守り抜くのだ、この立場に立つての民主的な御相談ができれば必ず解決されると私は確信いたします。

○小林武君　こういう問題であり時間をとるのもどうかと思ひますけれども、総理はこの点について、もっとやはり具体的な答弁をするべきだと思ひます。二項をお読みください。それから、この第二項は、「条約・協定・交換公文は、本院における自然成立を待たず、十二月十日に討論、採決に應ずる。」と、こう言っているのは社会党のこれに対する一つの譲歩の形だと思ひます。いづゆる議会政治に対するさまざまな批判に対するこれは社会党の建設的な意見であると思ひます。その条件の一つ出して、あなたの党に対してこれは慎重審議するべきだということをお願いしている。あなたはそれをやっぱり理解してもらわなければ困る。先ほどのお答えの中に、審議は詳細にやってもいいと思ひているというふうにお考え、しかしいつまでもやられても困るから、なるべく早くというふうなその二つの意味はありまして、問題はやはり詳細に審議するといふところに問題点はある。当然だと思ひます。そうすれば、これは時間もかかるし、あるいは、たくさん質問者があれば、その質問者がそれぞれ出てやらなければならぬと思ひます。特に私は、この本委員会が始まって以来繰り返された質疑は、最も重大な論議的な問題についてはかなり論議がかわされたと思ひます。しかし、各論とも言うべ

き最も国民に直接つながるような具体的な問題については、必ずしも私は明確になつておらないと思ひます。そういう段階で、きのう、おとといあたりから、すでに今晩はどうなるのか、あしたの朝はどうなるのかというのを言われるのは、少なくとも私は審議を中心とした国会の運び方ではないと考えるのです。だから、そういうふうないまいることではなくて、この段階に来たら、あなたが、本心は、いや、きょう一発やるのだというふうなことから、そういうふうなひとつ御答弁をお願いしたい。そうでなくて慎重審議が本心なら、やはり總裁と総理とは複雑な立場にあるといつたところで、一人の人間がやっているとすから、これは、そう御答弁をお願いしたい。

○国務大臣(佐藤榮作君)　先ほど来申し上げておりますように、どうか皆さん方はそれぞれの理事諸公もいらつしやることですから、当委員会の運営等については、そちらのほうで十分御相談をいただきたいと思ひます。

「委員長」と呼ぶ者あり

○委員長(寺尾豊君)　小林君よろしくございすか。(閑連と呼ぶ者あり)これは閑連とおつしやつても、やはり審議を急いでいるときなんだから、もう私は小林君……

○藤田進君　総理も御承知のように、私も多分年尊厳しておりました河上元委員長がなくなりまして。本日は衆議院議員も頭をたれて焼香に行つております。いま現在、私も参議院も焼香に一刻も早く参りたいと思ひておりますが、日韓のこの委員会を開会されるということで、断腸の思いはしながら審議に参加しているのです。審議を深めようと思ひております。そうして、私どもの展望では、衆議院にやや似たような、ああいっただよなことが与党において行なわれるということになる。これは全く国民の期待を裏切ることになる。私はことばだけではありせん。うちの党はそれだけのいろいろな機関にかけて相談もしたのである。おつしやる日韓特別委員会における休憩はいつする、だれが何時ごろまで質問を続け

る。これも当然理事間で、あるいは理事会で相談をしております。これよりも高次元の、もっとトップ・レベルで相談をされ、その結果を見なければならぬ。いまの問題について残念ながら党首会談、といったようなことも実現していないという時期ですから、非常に私は重要な時期にいらるし、そのために、そのようなことがない合法の一つとして、間違ひがあつてはならぬから、文書で申し入れをしていられるのです。これを端的に聞きませんが、もう回答もしない。ネグレクトしてものを進めようという、そういうことなのか。自由民主党として、總裁としても機関に命じて、これはすみやかに検討した上でその結果を申し入れのあつた社会党に回答すべきだという態度をとられるのか、せめてこれくらいのことには聞かしていただきたい。

○国務大臣(佐藤榮作君)　お答えいたします。ただいま前委員長河上さんがなくなられたことに触れられました。私も今朝お別れに行つてまいりました。私も時間は見つけて今朝参つたわけでございます。そうしてこちらに出てまいりました、ということをご承知の上で申し上げております。皆さんが時間があるとかないとか申し入れておられるわけはございせん。ただいま私自身もお別れに行つてきたといふことを申し上げた。それはそれといたしまして、ただいまこの申し入れを受けました。私は、しばしば申し上げておりますように、私は政府の代表として、この委員会に御審議をお願い、そして承認を求めるといふことを提案いたしました。その責任者であります。どうかそういう意味から、審議が早く終了すること、これは別に当委員会や参議院に私が干渉するわけはございせん。できるだけ審議を急いでいただきたいといふのは私の率直な気持ちであります。このことは私は申し上げても、これは差しつかえないのじゃないかと、かように思ひます。そこで、ただいまこの申し入れを受け取りますが、私は、こういう事情は、運営の民主化と申しますか、十分相談されるという、参議院には議運もあるし、そういうところ、

あるいは当委員会そのものに関するなら、理事諸公もいらつしやる。こういうところで十分御審議をいただきたい。かようなものか、これはよいことのようにありますが、私はそのほうが本筋じゃないだろうか、いきなり政府代表である総理をつかまえて、この委員会での申し入れをされることは、やや私はその筋が違ひます。(きのうしている)「党にしている」と呼ぶ者あり。それなら党のほうで、いづれ議運のほうでそういうものについて十分相談されるだろう、かように私は思ひます。ただいまおまえに申し入れをしたのだ、それに返事をしろと、そういうお話をしたが、これは少しや違ひます。(イエス、ノーを言えと言つてゐるのじゃない)「理事会でやれ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。それはもちろん慎重にしている……(議場騒然)

○藤田進君　私の質問について受け取りにくい点もあつたかと思ひますが、あらためてお伺ひしたいポイント、こういう重大な時期でもありまして、そういう間違ったのないうちに書いてお渡ししてゐるので、これについてぜひ党とされては、与党とされて、そしてまたその總裁でもあるので、検討して何らかの回答をいただきたい、これについてぜひその總裁としても努力をいただきたい、いかがなものでしょうか。

○国務大臣(佐藤榮作君)　総理としては先ほど来お答えしたとおりでございますが、總裁としてこの席をかりることはいかがかと思ひますけれども、たつて私の意見を述べるとおつしやるのですが、私は昨日来すでに議運等と十分に審議している、かように思ひますので、さらに、全然審議しておらないといふようなことでは、これは申しわけないことで、検討すべきことは検討する、かようにあつてはいい、かように思ひます。

○藤田進君　その結果を待とう。

○小林武君 私の質問は二点ございます。二つの項目にわたって質問をいたしたいと思います。

一つは、日本国に居住する大韓民国国民の法附地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定第四条の「日本国政府は、次に掲げる事項について、妥當な考慮を払ふものとする。」、その「妥當な考慮」、(a)項の教育について「妥當な考慮を払ふものとする。」、この「妥當な考慮を払ふものとする。」という問題と、これに關連して當然あらわれてまいりますところの教育問題、これが一つであります。

第二点は、文化財及び文化協力に關する問題でございます。以下順序に従ひまして御質問をいたしたいと思ひます。

最初に教育の問題から入りますけれども、この点は総理にお尋ねをいたしたいわけでございますが、大韓民国とわが国との教育に關する問題を論ずる場合には、当然これはこれに付随して朝鮮人民共和国の問題も關連して行なわれなければならぬことは、ひとり教育の問題だけではなくて、いままでのさまざまな討論の中から出てきたことと

した場合に、これらの問題については単に四條の(四)項に盛られた問題だけで足れりとするわけには私はいかないと思ふわけであります。このことについては、韓国側の出されましいろいろな文書ついでには、韓日白書とかその中にたくさん盛られておられますけれども、その中に書かれておりますことは、いずれも屈辱の何年間である、このわれわれの恥辱を洗滌して新たな立場に立つていかなければならないということ、そういう屈辱の何年間というのは、日本の過酷な植民地支配によるものだというのが書かれておるわけであります。このことは外務大臣がいつも背後にどういふことがあろうとも、文章化された条約を見れば、いかにいふようなことを話されましたけれども、ほんとうに生きた国と国との交わりという問題を考えて将来の友好を深めるといふ立場になった場合には、そういう血の通わない話はほんとうの国交ではないと思ふわけであります。そういう立場から第四條の(四)項に示されただけで私は足りないと思ふのでありますが、積極的に佐藤総理はこの点について何かお考えがあったらここにお示しを願いたいと思ふわけであります。

○国務大臣(佐藤榮作君)　ただいまのお話、私も取り違えたのでなければいいのですが、やや小林君のお尋ねについては私はつかみかねて居るのです。と申しますのは、三十六年の過去の歴史があるのだと、また植民地から解放されたのだと、そういう意味で自主的な教育をしたいと、こういうことを十分考えなきゃだめじゃないかと、こういうお話であつたんだらうかと、かように思いますが、さような意味でございいますか。

○小林武君　まあ、ひとつ答弁してみてくださいませんか。大体そういうことも含めております。

○国務大臣(佐藤榮作君)　それで大体私どもは在日の外国人——あるいは韓国人、朝鮮人、またその他のイギリス人だろが、ドイツ人だろが、在日の外国人の教育等につきまして、それぞれわが国の施設等についてこれをいかに利用するかということについてはそれぞれきめておるわけであ

ります。で今回も、いわゆる朝鮮人——在日韓国人並びに朝鮮人、こういわれておるところの諸君は、いわゆるかつて日本国籍をもっていた、こういう意味で特別な便宜をはからうじやないかと、こういうわけなのでございます。いわゆる永住権を与えられるところの者については、これはもう法律的にはつきりした条件でこれを明文化された、しからざる者については、在来から日本において待遇していた、処遇していた、その処遇が悪くなるようなことはしないのだ、こういう話で今日まできておるのでございます。ただいま言われるような、もしもそれが、植民地を解放して独立したのだ、独立した教育をしたのだ、こういうことであれば、それはその国においてなされることはいい。ここは日本の国でございますから、日本にまでそれを要求されることはいかがかと、かように私は思うのであります。はつきり申し上げておきます。

○小林武君 考え方はかなり開きがあるようであり、すががしかし、もう一度だげ総理にこの問題については確かめておきまして、あとはひとつ文部大臣に御答弁を願うわけでありますが、私は過去のこの不幸な関係、こういうものに対して日本は責任を感ずるからこそいろいろな面で協定・条約が結ばれたと思うわけであります。私は、いま独立した二つの国が朝鮮半島にある、それは不幸なことではございますけれども、実在する。この二つの国に対してわれわれはやはり過去において植民地的支配を行ってきたということをやはり考えなければならぬと思うのであります。彼ら自身も、先ほども申し上げました、過去の累積された恥辱というふうなものは日本の支配によって出ているということを言っているわけであり、ます。でありますから、国民一人一人にはかり知れないほどの大きな影響を与えたあの日本の支配というものに対して、私はやはり教育をするという問題で考えたならば、単に日本の教育を日本人としての教育を受けさせる便宜を与えるだけだということでは私は済まないと考えているわけであり

ます。この点について総理のもう一度はつきりした見解を承っておきたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 小林君はそのほうの経験者でもあるから私は敬意を表してお話しを伺うつもりでおりましたが、ただいまの教育の問題につきましては、日本では日本の教育といえますか、そういう意味、この日本の教育、これは私が申し上げておりますように、いずれの国とも仲よくしていく、かような考え方でございます。過去の不幸な歴史はもう払拭して、そうして新しい善隣友好を樹立する、こういう考え方ですべての教育が行なわれておる、かように信じておりますが、この観点に立って見ましたときに、一番大事なことは、それぞれの国がお互いに平等の立場において独立を尊重していくということじゃないだろうか、内政に干渉をしないということではないだろうか、かように思います。そうして、そのもとを明記しておるものはそれぞれの国の憲法ではないだろうかと思います。ただいま私が非常に心配しておりますのは、北鮮の憲法、これは憲法がたびたび改正されると聞いておりますから、あるいはいまの状態ではないかもわからない。私が理解しておるようではなくって、もう改正されておるかわかりませんけれども、昨日権名外務大臣が指摘いたしましたように、親日分子は政治にも関与できないと、こういうような憲法、その憲法のもとにおいて教育をされると、それでその教育の自由を日本国内で許せと、かように言われまして、それは無理じゃないかと、私はかように思う。とにかく親善友好関係を樹立して仲よくしようというところ、親日分子だけは別なんだと、精神病患者と同じようにこれは政治にも関与できないんだと、こういう憲法をつくっておられる。そういうような教育をされては、ここは日本だからそれは困る。それは、お歸りになりました、そうして向こうで教育をなさると、それはそれぞれの国の自由、いわゆる内政干渉はいたさない。しかしながら、日本国内において反日教育をされても困る。親日分子はだめなんです、帰ったって、それは

だめなんです。こういうような教育が日本でやられちゃ困ると、こういうことを先ほどから申し上げておるのでございます。その点に誤解がなければというので、実はお尋ねをいたしました。大体私はさように考え、さような答弁をいたしました。

○小林武君 やつぱり総理のお考えになつてゐることは、私の予想したとおりであります。このことはいずれ、しかし、だんだん質問を進めていく段階で明らかにしていきたいと思つてゐますが、その前に一言だけ申し上げておきます。さういふこともやつぱり使い分けをやつちやいかぬと思つてゐます。権名さんに聞けば、一体、韓国の憲法を承認したわけでもないから、韓国の憲法を持ち出されても困るというのを言ふ。今度、北の話をすると、あそこの憲法はどうだからさうだといふやうな……、それから出発して、一体、そこにいる者は、どうも日本の国内の政治にまで干渉するといふやうな……これはちよつと、そこらにこらにこらに口うるさい連中が言ふならば別ですけども、総理大臣のおことばとしては、はなはだもつて受け取れないという私感がするわけですよ。こういうことはまあひとつおしやらないようにしていただきたいと思つておられます。しかし、それは、ひとつだんだんこれはいけますから……。

それでは、文部大臣にお尋ねをいたしたいわけです。

第四条に、教育に関する「妥当な考慮」というのがある。この「妥当な考慮」ということについては、明らかにこの条約・協定の中にされてゐるようでございますけれども、これを理解するに必要の条件としては、協定も読んでみなければならぬ、合意された議事録も読まなければならぬ、あるいは、討議の記録としてさまざまな問題もあるといふことになればね。さらに、これがあつても、具体的にこれが効力を及ぼした場合に、あなたのほうでは実際にこれを教育的な行政として移す場合に、さらにもつと問題点があると

いふことをあなたたちのほうでも言われている。だから、この第四条の教育に対する「妥当な考慮」といふことは、内容的にどういふことなのか、これを詳細にひとつお話をいただきたいわけですよ。とにかく、この協定の中に「教育」という文字は二字しか使われていない。たつた二字の問題でございましてけれども、これは両国の間の教育の問題——先ほど申し上げました教育の問題からさらに発展して、一体、外国人の教育はどうするかという問題にも発展するさまざまな要素を持つておるわけでありまして、おいおいそれについてはお尋ねもいたしますが、とりあえずこの第四条をどうお考えになつてゐるか、この点、ひとつお尋ねをいたします。

○國務大臣(中村梅吉君) 私の考えでは、第四条に「妥当な考慮を払ふ」といふ表現だけされておられますが、これは外交文書としての関係であまりこまごましたことをそこに書くことは適當でないだらうといふことで、「妥当な考慮」といふ表現になつたと思つてゐます。そこで、合意議事録に御承知のとおり具体的なことが記載されておりました、具体的にはこの合意議事録が「妥当な考慮」の内容である。こう考へております。

○小林武君 それでは私の質問と同じ、もつとそれより分量が少ない、内容的にないやうな話のようになつて、結局第四条の「妥当な考慮」といふのはかくかくのことだといふことを話していただきたいのです、さういふあいまいなことではな

○國務大臣(中村梅吉君) それは私から申し上げるまでもなく、御承知のとおり、合意議事録によりまして、韓国人で永住権を認められた韓国人の子弟が、日本の公立学校に入學したいという希望のある場合には、完全に受け入れて日本人と同じように公立学校の教育をする。あるいは進学の資格も同様に認める。こういう趣旨でございまして。

○小林武君 それでは同じことをおしやるようでありまして、ひとつお尋ねいたします。

この場合、希望しない場合というのがあるのだ、希望するときはと、こうある。希望しない場合もある。これは親としては教育に対する責任がある。親が子供にこういう教育をしたいといふことは、これはわれわれの持つてゐる権利であります。およそ人類の共通の権利でありますから、さういふ態度で日本人としての教育は希望しない、さういふことにはあり得るわけですよ。なぜならば六十万のうちの十五万、これは学齢期の大体青少年と見てよろしい。これらの人間の中には、これは確かに日本人になり切らうといふ者もあるだらう。日本人になり切らう、さういふ人たちにとつては確かにこれは日本の教育を受けてもらふという第四条のあなたのおしやるやうな内容は、これはうれしい話だといふことになるかもしれない。しかしながら、いまや祖国は——どちらの場合を考えても、祖国は重大な時期にあるから、はせ参じて自分は新しい國づくりにひとつ参画しなかならぬ、わが民族の将来の発展を期さなければならぬといふ場合に、必ずしもこれは適當じゃないわけですよ。さうですね。希望しない場合のことについてどういふ話し合いが続けられたか、どういふ話し合いがあつたのか、この点を承りたい。

○國務大臣(中村梅吉君) 日本人である場合には日本の法律で義務教育として就學の義務がありますが、韓国人の場合には外国人でありますから、日本が制度上義務を課するわけにはまいりません。したがつて、あくまでこれは在日韓国人の自由意思でありまして、希望する場合には、こちらとしては善意ある合意議事録に成立いたしましたやうな方途を講ずると、さういふことでございまして、希望しない場合は、これは別個に、その国の外国人としての立場で考慮されるべきことであつて、わが國が干渉すべきことじゃないと、かように考へます。

○小林武君 これがちよつとほくはおかしいと思ふのです。話あつたでしょう。向こう側から、こりや話あつたと、私がこれを言つと、また皆さ

んは、韓国何言おうと知つたことじゃないとおつしやるから困りますけれども、韓国側としては、このことについてやつぱりはつきり自分の意思表示をして、要求しているのじゃないですか。協力を求めているのじゃないですか。一九六五年六月二十四日付ですか、の共同声明の、好意的検討を約束するといふやうなことが書いてあります。また、「韓国政府の「大韓民国と日本国間の条約及び協定の解説」といふところを見ると、この問題に觸れてゐるわけですよ。だから、この問題について私が韓国の立場にならうが、朝鮮の立場にならうが、これは当然さうやることについて、その場合にはさうしてもらいたいといふあれが出るはずですよ。何も日本の学校へ入れてもらはなくては、さういふことではあつてもらえないだらうか。これはアメリカだつて日本に子供をよこしておればさういふことの要求はあるでしょう。ありませんか。

○國務大臣(中村梅吉君) そのほかに、御承知のとおり、韓国人の設立した私立学校が現在四校ほどございます。これらは講和条約発効前に許可しておる学校で歴史もありますから、これはこのまま認めていくつもりでございます。

○小林武君 そのお答えは、何だかお答えのようでは私のあれに答えてないのです。私が聞いてゐるのは、「一九六五年六月二十四日付の共同声明の末尾に、「李外務部長官は在日韓国人子弟の学校教育に關する諸問題について説明した。これに対し権名外務大臣は、現行法令を参照していかなることをすることができるか引き続き好意的に検討すると述べた」と書いてある。さらにこの問題については、内容はさういふことかといふことになるといふと、彼らのいふゆる学校といふものが一体認可してもらへるのかどうかといふことです。私のところに来てゐる陳情書、あなたのところへもおそく行つたと思ふ、在日韓国人の日本の学校並みの一体扱いをしてくれるように、これはなかなか手続上めんどうだと思つても、さういふやうなにかく認可もしてもらいたい

というような陳情が来ている。学校教育法の中に入れると、こういうようなことを言つてきてい

る。そういうことについて何ら触れておりません。話し合いはなかつたわけですか。これはあな

○國務大臣(中村梅吉君) 日韓の關係は、御承知のとおり、かつて韓国人は日本人であつたわけ

で、日本人と何ら変わらない教育を長年続けてきたわけでございます。これが韓国と日本とは切り

協定が結ばれるに際しての合意されたものは合意

○小林武君 いや、その前に、そうすると、このことについては韓国側からは何も話になつたとい

○國務大臣(中村梅吉君) 私はこの合意議事録成

立に至るまでに、直接タッチいたしておりましたから、たぶんいろいろ込み合った話し合いはあつ

何かこの点おみやげとしてこれを認めてもらえ

○國務大臣(中村梅吉君) それは担当の齋藤初中

○國務大臣(中村梅吉君) 現在各種学校として認

可されております朝鮮、韓国及び北朝鮮系の学校が三十四校ほどございますが、これはさしあたり

○政府委員(齋藤正君) 学校教育法によりまし

て、第一条とそれから各種学校と大きく分けるわけでございますが、第一条の学校は、申すまでも

○小林武君 文部大臣にここで尋ねたいします

が、いまの答弁でございますという、従来の態度というのには明らかにいたしました。これはわれ

私どもこの認可を取り消すとか、その他さような具体的なことは考えておりません。ただ一つ考えられますことは、日本の国も独立国で日本国憲法があるのではありませんから、憲法を講読したり、憲法を否定するような教育を盛んにするような学校があれば、これに対しては今後適切な処置を講じていかなければならない、かように考えております。

○小林武君 たびたびあなたは憲法を否定するとかんたかというのを言われますが、憲法否定とはどういふことですか、具体的に言ってみて下さい。学校の中で憲法を否定するといふのはどういふことなんでしょうか、明らかでないですね。何か憲法を否定する、憲法を否定するといふのは、どういふことなんでしょうか。外国人の学校で自分の国のことをやっている場合に、自分の国の憲法を勉強したり、あるいは自分の国の国語をやったり、これが主である。日本の国にいて、日本語も覚えなければならぬが、これは従である。自分の国のことをばこれを国語とする、こういうような教育といふのは憲法に違反するといふようなことをわれわれは考えないわけですが、憲法に違反するといふようなことはどういふことですか、内容的に。私は、あなた、少しいろいろなところから妙な宣伝を聞き過ぎちゃって、とんでもないことを考えているんじゃないかという心配をしているのですが、どうですか。

○国務大臣(中村梅吉君) 外国人でありますから、外国人がその国の、自国の国語を教育することか、あるいは自国の歴史を教育するとかいふことは、日本の国として否定すべきことではないと思ひます。それは当然なことであり、けつこうだと思ひますが、それと同時に、日本国の性格といひますか、まあ一口に言へば、日本国憲法は自由主義の憲法だと思ひますが、こういうことを否定し、反日的な教育をするような者がもしあるとすれば、そういう者に対しては今後どうするかは検討していく必要がある、かように申し上げたわけでございます。

○小林武君 そこなんです。肝心なところにい

くどうもはつきりしないのですが、たとえば反日教育といふものは何をさすのか、反日教育といふのは、憲法否定といふのはどういふことなのか。かくかくのことがあるから反日教育といひ、かくかくのことがあるから憲法否定だといふことを言わないと、これはもう単なる弾圧になるんことを言ひます。これはもうわが国がとにかく日本人としてかつかつて扱ってきたといふやうな、いわゆる植民地の半島の人間として扱ってきたやうな。結局、平等ではなかったです。平等に扱ったんといふことは私は言われたいと思ひます。私も、短い、ほんのわずかの期間ですけれども、若干教えたことがある。数も少ない。しかし、その教育を受けた者が一歩外へ出たらどういふ扱いを受けるか。就職の上でもはつきりこれは警察のほうから差別をつけてくる。こういうところに就職さしていいけない、あるいは就職先もそれを断るわとかいふことがある。そういうやうな過去のいろいろな問題があるわけですよ。そういういじめ抜いてきた人間なものをだから、それにおびえてそのいろいろなことを言うのじゃないですか。具体的には、やはり文部大臣としての発言をなさる場合には、いかげんなことをおっしゃるといふと、私はこれは国と国との問題になると思ひます。具体的には、一体反日とは何か、憲法を否定するやうな教育といふことはどういふことをやっているからさうなんだ、こう言わなければ、権威ある国会の中での、反日教育とかいふやうな、そういうやうな外国を誹謗するやうなものの言ひ方といふものは言ひべきじゃないと思ひます。事実をあげてやってみてください。

○国務大臣(中村梅吉君) 私は具体的に申し上げたわけではございませんで、抽象的に申し上げるものがもし今後あれば十分に検討しなければならぬといふことを申し上げた次第でございます。私の申し上げた反日とは何かといふことでございしますが、これは要するに、日本の国は憲法上明らかに自由主義国家でありますから、自由主義国家を破壊するといひますか、革命思想をおお

るやうなことは、日本の国内でやる以上は、控えてもらわなければならぬ。私ども実はこの機会に各国のほかの国の居留外国人に対する措置等の実例をいま調べ始めておるのでございしますが、おそらく他の国でも自分の国内でその国に反抗するやうな教育は認めないだらうと思ひます。

〔委員長退席、理事松野孝一君着席〕
それから、もちろん自国の教育を教えるだけで、その国に反対するやうな教育をしないまでも、私立学校は外国人には認めない国も相当あるやうでございします。こういう実例を諸外国の例等も調べまして、わが国の今後の対策はこうわれわれは検討していきたいといふ目下段階でございします。

○小林武君 さっぱり明快でないですね。こういうことをわれわれが国会の中で議員とそれから政府との間で討論したといふやうなことは恥ずかしいことですよ。そうではありませんか。事実、反日教育をやったといふやうな具体的な事例がある、日本の憲法を破壊しようといふやうな行動をしたといふやうなことになるれば、事実あるならばわれわれといふこともそれは許さないと。しかしながら、ないものを、起こしたら困るなどといふやうなことではいろいろ考へるのは、これはどういふものですか。たとえば、アメリカのアメリカ人の教育をやっておる学校がありますね。あれにもさういふ警戒心を持っているわけですか。アメリカの憲法と日本の憲法は違ふわけですか。これは自由主義と見られるから安心だと、こういうばく然としたさういふあれをしておるわけですか。そんな一体あまいことではございしますか。たとえば、世界の国にいま社会主義国といふのは一体幾つあるのですか。そういう社会主義の国の憲法といふやうなものをその国民にその国の人間が教えるといふやうな場合に、それは日本の憲法を破壊するといふことに一体受け取られますか。私はさういふものの言ひ方は間違ひだと思ひますが、どうですか。さういふ事実があるのかどうか。それとも日本の場合は、ソ連の学校があったとか中国の学

校があったとか、そういう社会主義の国があったら、その国民の学校があつて、そこでもつてわが国の憲法はかくかくの憲法ですといふことをやれば、わが国の憲法を破壊し、反日教育をしたといふことになるのかどうか、その点はどうでしようか。

○国務大臣(中村梅吉君) 外国人が自分の国の国語を教えるいは歴史を教えるいは自分の国の憲法、その他諸制度を教えるだけならば、私はかどを立てるべき筋合いではないと思ひております。問題は、話がほかにそれたわけでございますが、今後学校教育法による一条の学校として認める場合があるかどうか、あるいは各種学校として認可するかどうかといふ問題に關してまいりますと、日本の法律で保護する以上は、日本の社会に何らかの利益するところがあるといふものでなければ、一体日本の法律で保護すべき値打ちがないのじゃないか、それは隨意にかつてにやつておるならば別であります。日本の社会に何らかの積極的な価値があるといふことで初めて日本の法律で保護する価値が出てくるわけでありまして、したがって、今後韓国人の場合におきましても、いづれの国の場合におきましても、日本で外国人が私立の各種学校等を申請いたしました場合に、それをどう処理するかといふことは、諸外国のいろいろの扱い方もございします。例をあげて申しますと、タイ国といふ日本との親善関係の深い国もありまして、タイ国には日本の在留民が非常に多い。その子弟をどうしておるかといふと、一種の日本人小学校、中学校等の学校つくつて教育しておられますが、タイ国ではタイ国の学校として認可を与えないわけでありまして。こういう例は諸外国にもありますので、諸外国の立法例、扱い方等もわれわれは検討して、最も妥当な方向をきめていきたいといふのが現段階であることを申し上げておるわけでございます。

○小林武君 だいたいわからない話をよく理解される方もありますけれども、私には理解されません。そこでいまちやうど、先ほどの話をお互いに理解し合えるやうな手だてを一つとりましよう。そ

れにはいまあなたがおっしゃったタイの話、タイの日本人学校、私はタイ、インド、台湾にもあるように聞いております。それから海外移住者私立日本学校というのがある。これはパラグアイかどっかの間に協定が結ばれておることも事実でしょう。こういうところでは、パラグアイの移住の問題については、どういふことをやるのか、これはもうその土になる人です。いわばパラグアイの人になる。それでもなおかつ日本人学校という学校を必要とする、それを政府同士がそういう協定を結ぶということですね、その理由は一体どういふことですか。

それから、もう一つは、先ほど言ったタイとか、台湾とか、インドとかいった日本人学校はどういう教育内容をやっているのか。また、設立に際しては、これをやみでやっているのか、その国の法律ではっきり認めておるのか、そういう点について詳細にひとつお伺いしたい。

○国務大臣(中村梅吉君) 先にタイのパソコクの日本人学校の話を申し上げましたから申し上げませんが、これはタイ国の制度上認められた学校ではあります。まあ、やみと申しますか、ただ、そういう学校をやっておくことは了解されてやっておると思いますが、制度上認められた学校ではございせん。まあそのほかパラグアイの話等も出ましたが、要するに、日本人が永住をしてそこに定着する場合とそうでない場合とは、やはり問題は違つてくると思います。

韓国人の場合、今後どういふふうに対処するか、これはなかなかむずかしい歴史もあり、むずかしい問題であります。韓国人の場合には、日本で教育を受けて日本に永住をする人もありましようし、本国へ引き揚げる人もありましよう。そういうふうな

【理事松野孝一君退席、委員長着席】
具体的なことはよく慎重に検討いたしませんと、一がいにここで申し上げることは困難かと思ひます。こういう点において御理解をいただきたいと思ひます。

○小林武君 日本人の学校を外国へつくつておいて、一体どういふことを教えて、どういふことになつておるかというのを聞くのに、よほど慎重にやらなきゃならぬというのは意味がわからない。これは私は文部省から聞かないで、外務省関係案件じゃないですか。詳細にひとつお話し願ひたい。

政府委員(後宮虎郎君) 在外におきます日本人学校につきましては、いま御指摘のとおり、アジアにおきましては台北、パソコク、それからニューデリー、それからカラチ、それからラングーンとございまして、来年また若干ふえる予定でございまして、場所によつて法的の基礎等については国柄によつてまちまちでございまして、しかし、大体全然任国と何らの意味の了解もなしにやるといふことは、これはできないわけでございまして、私パソコクの大使館におりました関係もございまして、パソコクの例で申しますと、これは先方と話し合ひをすでに十年前にいたしまして、大使館の付属の学校というところで、大使館の外交特権のもとにやつておるわけでございまして。一方アメリカンスクールがやはりパソコクにございまして、これにつきましては、タイとアメリカとの間で特別協定をつくりまして、そして名目上はインターナショナル・スクール・アメリカだけの学校ではないといふことにして、実際はこのアメリカ的教育をやつておるわけでございまして。日本の学校、日本がやつております学校ならば大体大使館付属あるいは場所によつては民団、そこにあります日本人居留民会の付属になつていたところも、台北なんか一時そうなつておりました。あとで大使館付属に変わったと思ひますが、教科目につきましては、これはできるだけ日本の教科書等を使ひまして、いま来ておりますのはあの辺の永住者の移民ではございせんので、せいぜい数年少しか滞在しない人々の子弟でございまして、日本との共通のつながりといふことを重点に置きまして、教科目等については、できるだけ日本の教科書を使い、日本の教育に近いやり方でやつておる。

了解しております。
○小林武君 ちよつともう一べんお尋ねいたしますが、教員はどういふことになつておりますか。
○政府委員(後宮虎郎君) 教員につきましては、最初は大使居留民の中の有資格者に奉仕的にお願いしておつたのでございまして、だんだんと生徒の数等もふえてまいりまして、このごろは文部省とお話しいたしまして、文部教官を一年ないし二年の長期出張の形で派遣いたしまして、教員の幹部としてつとめていたたく、各学校に一名ないし多いところで二名ということをやつております。あとは大使居留民の有資格者の奉仕でございまして。
○小林武君 それからもう一つ、パラグアイの日本人の移住者の学校というのはどういふ協定なんですか。

○政府委員(後宮虎郎君) パラグアイのほう、実は、私所管でございせんので、文部省から……
○政府委員(齋藤正君) 在外子弟の教育につきましては、ただいま外務省から申し上げました五つの国につきましては事情を聴取いたしておりましたが、これはいづれもそれぞれの外国における学校としての地位を得ておるものではなくて、大使館の、いわば外交特権の中の一つの事実上のものとして日本人のために行なわれているものであり、したがって、そのための教授能力の強化という意味で、文部省も文部教官等を派遣しておるというところであります。ただいま御指摘のその他の国については、事情を存しておりません。
○小林武君 そのパラグアイはどうした。
○政府委員(齋藤正君) パラグアイの問題については、私、事情をよく存じません。

○小林武君 委員長、だれか知つておる人を出してください。(「明解に答弁せよ」と呼ぶ者あり)どこになるのかね。

○委員長(寺尾豊君) この際、委員の異動がございましての御報告いたします。(「おどかさな」と呼ぶ者あり、笑声)
黒柳明君が委員を辞任され、その補欠として浜

谷邦彦君が選任されました。

○小林武君 パラグアイは、「どこが責任を持つのだ」「何してゐるんだ」と呼ぶ者あり
○政府委員(後宮虎郎君) お答え申し上げます。パラグアイの学校は、アジア地域と異なりまして、あそこには永住する移民のための学校でございまして、移住局が所管となつておりますので、いま係官を呼び寄せましたから、しばらく……
○小林武君 熱心にひとつ質問をやることをお認めいただきたい。

そこで、パラグアイはまだわかりませんけれども、大体ここで私はどういふことを言えると思ひます。日本人の教育をしたいといふことは、これはもうどこも同じだといふことですね。海外に出ていると、その人間が、日本の場合は移住者になつても、なおかつ、やはり向こうの希望があれば、日本は協定も結んでやろうという熱意を持つてゐる。それで、それから、海外に出てゐる事情のある者については、日本人の教育をやらなければいけません。日本の教科書を使つて、日本の教員をやつてゐる。文部省がそれとやらをやつてゐるではないですか。これは、しかし、どこの国もそういう要求があるといふことはあたりまえではないですか、その場合、こころひとつ考へてもらいたい。インドに行つたら、インドと日本の国柄は違つていふ。そこで、日本人の教育をやつたら、インドの一国の教育のあれをこわすとか、あるいはインドの憲法をどうするか、インドに反抗的態度をとるとかといふことは一体できま

すか。そういう考えは、インド人は起こさないと。タイでも起こさないと。だから、その国の憲法を教えるとか、かりにです、国語を教えるとかいふことが、何か反目的であるといふやうなことを考へるのは考え過ぎだ、しかも、具体的な事例もないのにそういうことを責任の立場にある者が言うといふのは、私はきつめて不謹慎だと思ひます。もしあなたが具体的な事例をつかんで

具体的な事例をつかんで

おつて、動かしがたい事実があつてここで言ひな
らば、ひとつ言つてもいい。それでなかつたら
いまままでのそういう考え方は誤りだつたというこ
とをひとつ明らかにしてもらいたいと思ひます。
(発言する者多し)

○委員長(寺尾豊君) 御静粛に、御静粛に。

○国務大臣(中村梅吉君) 二つの点についてお答
えしたいと思ひます。まず、私が聞いておるこ
ろでは、日本人で海外に駐在をします、海外に駐在
をしておる者の子弟の教育のために、先ほど後宮
局長が御説明申し上げたような施設を海外に持つ
ておるようでありますが、この場合には、その駐
在国の要するに批判をしたり悪口を言つたりする
ような教育は、日本の関係の学校ではしていい
と思ひます。これはどの国でもそういうことを
やれば異議が出てくる筋合ひではないかと思ひん
です。日本の場合には、日韓関係はさういふよう
に正常化されて友好関係が進んでまいりますから、
日韓関係にはおそろしく思ひます。しかし、
北鮮関係の学校では、私どもの耳には、さうい
うことをやつておる、けしからんではないかといふ
声は非常に入つてまいります。しかし、私どもまだ
そこまで検討いたしておりませんから、さうい
うものについては今後の課題にいたしたい、か
う考へておるわけでありま。

○小林武君 私はいはり文部大臣にお願いをし
たいんですが、もっと慎重にしてもらいたいと思
ひます。かりにも、一体その国の国民であ
る者に対して、事実がない——あなた、ここで説
明できないんです、さうでしょう。小林君の質
問に対してはかくかくの事実があるから私は言つた
んだということをあなたはおっしゃらないでし
ょう。さうでしょう。どうも韓国はやらないし
が北鮮のほうではやつていふことを耳にし
ています。さういふことを、私は、一國の
文部大臣が、一体、さういふ不正確なことを言
つちやいかん、さういふことでは私は問題だと思
ひます。あなた、それを取り消すつもりはありま
せんか。具体的な事例をつかまないとさうい

うことを言うというのは失敬ではありませんか。
取り消さないさいよ。

○国務大臣(中村梅吉君) 私は、小林君が言われ
る通りに、取り消すべき具体的なことは申し上げ
ておりません。今後の抽象的な考え方としてし
ては、私は反目的な教育をするような者を日本の法
律で保護すべきかどうか、これは私が慎重に検討
していかなければならないことを申し上げ
ている次第でございます。

○小林武君 さつき、私も言つてゐる。一般論と
しては、日本の国に來て日本の憲法を破壊する
といふようなことは、これはわれわれ日本人でも
日本の憲法を破壊するなんていふ者は断固戦わ
なければならぬと思つてゐる。ましてや、よその
國から來てさういふことをやろうといふなら、こ
れはあなた文句言ふのあたりまえだ。さういふ一
般論として、さういふ者に対してはだめですとい
ふようなことは、これは一般論はよろしい。しか
し、あなた名前をあげたのだ、いま。北鮮といふ
名前をあげた。北鮮といふ國の名前をあげてやつ
たからには、あなたは具体的な問題をつかまえて
言わないといふと、これは国会の中の議論ですか
ら、あなたは文教のほうの責任者だ。ここへ出て
いる者は議員なんだ。その間において、さうい
うやりとりをやつたといふことは、はなはだもつ
て私はけしからんと思ふ。あなたは、もし事実を
はつきり言えないならば、言わない。さういふよ
うなことを言うならば、たいへんなことだと思
ふ。日本に對するいろいろなものの方だつてあ
るのです。何が一体、事実もないのにさうい
うことを言うのですか。取り消すべきじゃないで
すか。取り消すべきです。

○国務大臣(中村梅吉君) 私はさういふ事実が
あつたと確認をして申し上げたわけではありませ
ん。さういふふうにも申し上げておりません。ただ
私どもの耳にはさういふことをやつておると、ま
ことにけしからんではないか、日本の一國文部省
はそのまま放置していいのかといふような声はた
くさん聞いております。しかし、これらについては、

今後慎重に検討してまいりたいと申し上げておる
次第で、さういふ意味は、私だけじゃない、ほかの
方々の耳にも達しておるのじゃないか。ことに文
教の担当者である私どもには、さういふ声はしき
り入りま。あなた方には入らないかもしれま
せんが、私どもには入ってくるわけですよ。

○小林武君 あなた方には耳に入らないかもしれ
ないと言ひますが、たくさん入つています。おおよ
そ愚劣だと思ふ、そんなものは、さういふ愚劣な
ものを出して、さうしてバルチザン教育をどうした
か——一体その事実があるならばいいのです。事実
を指摘できないのに、一体さういふものを世間に
流布してゐるようなさういふものを世間には私は
軽蔑を感じる。さういふものを一体国会の中の答
弁として言うことについて、私は不謹慎だから
取り消してもらいたいと思つてゐる。私は、さ
ういふ立場で少なくともこれから外国人の教育とい
うものをやるということになると、文教政策の一
大汚点なんだ。ひいては國際上の交わりの上でも
私は大きな問題を引き起すのではないかと思
ひます。そのことについては、またあとで触れま
すから申し上げませんが、ひとつさういふあなた
にはつきり覚えておいてほしいのは、日本の國で
外國に駐在してゐる者に対しては學校をつくつて
いること、日本人の教育を行なつてゐること、日
本人の教育といふものはその國とは別個の教育で
あるといふこと、それが許されてゐるといふこ
と、しかも、日本の文部教育が行つて文部省がそ
れをやらしてゐるといふこと、そのことは、よ
その國に行つてやつてゐるといふ限りにおいては、
わがほうでもやらせるといふことが、これは國際
上の信義の問題です。さういふ点はひとつ銘記し
ておいてもらひたいのです。

そこで、私は……(小林君と呼ぶ者あり)
ちよつと待つてもらひたいね、いいところに行つ
ておりますから。総理大臣に私はちよつとひとつ
理解してもらひたいと思ふことがあるわけであ
ります。この点は一体総理大臣がどういふふう
に御理解になつてゐるのかお尋ねをしたいと思います。

この今度の協定で教育を行なわれるということに
なると、これは日本人の教育を受けさせる、だか
ら、日本人と同じ教育を受けさせる。國籍はもう
韓國人だ。これは永住権を持つたが、持つまいが、
韓國人であることは間違いない。だから、やがて
は韓國人に行くといふ者が出てくることもある。私
はかなりの数の韓國人にも行くだろうし、朝鮮の半
島にも戻つていくだろうと思ふ。さうすると、こ
れを一体日本の場合において、日本の教育だけし
か受けてならないといふようなことをきめるのは
どうかと思ひます。韓國人自体の幸福といふこ
とを文部省が言つてゐるのです。文部省の関
係者が言つてゐる。さういふ教育を受けるとい
ふことは韓國人が幸福になると、さう書いてゐる。
さうして、日本人のこれからの安定、それから進
歩にも貢献する、さう言つてゐる。まあ、日本人
の側のことにはこれはさういふ——日本に歸化し
てくれるといふような人があることは、これはい
いでし。よしあしの問題は抜きにして、韓國人
の幸福といふことを言うといふのはちよつと私
はおかしいと思ひます。それはどうですか。そ
んなことを言うなら読みますか。「文部時報」を
読めば書いてあるんですからね。「文部時報」を
読めば、これは文部省の役人が言つてゐる、さ
うなると、これは法的地位を確立して四條の教育
の問題を取り上げればさういふこと、さういふ
書いてゐる。私は韓國人として幸福になるとい
ふようなことは言ひ過ぎじゃないか。それは総理大
臣も御存じのように、韓國人といふのは、ものす
ごくいままで差別待遇を受けてきてゐるのです。
文部省も幸福になると言つたけれども、さすが
に気がひけると見えて、それにはいられない差
別をするようなことは、學校教育や社會教育の中
で扱ひしなげやならぬ、さういふことはだつたか
どうかしらぬけれども、とにかくやらせないよう
にしなげやいかぬ、さう書いてゐる。しかし、差
別的な待遇といふのは、一体一朝一夕でなくなる
かどうか。部落の教育の問題、どうですか、日本
の部落の問題、何年かかっても、この部落の問題

は解決してありますか。あるいは朝鮮のいままでの子供の問題、あるいは今度は北海道では、少数でございませうけれども、アイヌの問題、アイヌ人が東京に就職に来てどういう扱いを受けたかというようなことも最近でも問題になっている。こういう差別の問題というのは一朝一夕にはいかなないのです。韓国人の幸福がほんとうにそういう教育を受けることだけではないのかというところは、私は日本人の自分の立場になつてもっと同情した見方で見なければいかぬと思うのです。韓国人であらうと、朝鮮の人間であらうと、だれであらうと。それであるからこそ、外国に対して日本人の学校をつくり、日本人の教官を派遣するというようなことをやっているじゃないですか。だから、総理大臣はこのことについてどうお考えになりますか。

○国務大臣(佐藤栄作) 私は先ほど私に對するお尋ねで答えをいたしたと思いますが、それぞれの独立が尊重されなければならぬ、こういうことを申しました。その独立が尊重される形におきましてそれぞれの国においてそれぞれの教育をすることにについては、これは内政干渉にわたらないように私どもは気をつける、これは当然のことだと、かように思います。だから、その点では小林君と私も意見は同一だと思ひます。ただ問題は、日本に在る在韓韓国人の教育の問題について、いろいろ言われておる。先ほど来文部大臣が答へますのは、日本の施設を望むなら、これを使うことはよろしいのだと、こういう意味のことが言われておる。これも強制するといふわけじゃない。強制ではない。これは日本の施設といふものが使われるといふことか、そういう場合においては公平に扱ふといふことかあります。ただ、私は別に公平に扱ふとは思ひません。ただそのために韓国人のために特別な学校を日本政府がつくれ、こうなるとこれは行き過ぎであらうと私は申すのであります。日本の施設をそのままで使われることについては、もともと難問としておつたのですから、その辺のことは十分考えましょ

う、教科書も無償で配付する、そういうこともいふたし、それから何ら差別的な扱い方はしないように、こういうことで、それは非常に至れり尽くせりというか、そういう親切な処置がとられている、私はかように思います。問題は、その在日韓国人が自分たちだけの学校をつくる、そういう専門の学校をつくる場合に、文部省の教育は一体どうなるのか、これは先ほど来文部大臣からお答へしたといふことでございします。これらの点も小林君の言われようとする大筋とそう離れておるとは私は思ひません。いろいろそれぞれ学校の教育をいたしますが、とにかく自分たちだけでやるのだという、外国人だけのやり方のため、その内容等にタッチすることも非常に困難だ、こういうような場合もあるのだ、制度上の問題から見て、外国人の学校を出た者が、日本の学校の制度に直ちに資格があるとかいうようなことは、これは言えないし、その他のことにつきましても、これは非常に自由によられていだらう、もしもというふうなことは、これはほんとうに抽象的な、一般的話をしておる。これは文部当局として私は当然のことだと、かように思ひます。政府自身も文部大臣の考え方を支持してゐるつもりでございしますし、この点で私は具体的にどこそこを批判した、それを悪く言つた、こういうものでない限りには、私はわが国の教育のあり方から見ましてはこれは当然のことだと、かように思ひます。

○小林武君 それでは時間の関係もございしますので先に進みますが、ただこの問題で一つ総理大臣はちよつと私のあれを誤解してゐるようですよ。外国人の学校を日本につくれといふことじゃない。日本がこれをつくつてやれといふことではないのです。ただ、韓国人の場合には朝鮮の人たちといふものは六十万人いる。これは外国人といふものの中に入らぬ。これは外国人といふものを占めておる。これはきわめて特殊なケースだ。なぜかといふと、歴史的な関係がそうなんです。いまそのことを繰り返して言う必要もないから言ひませうけれども、そういう特殊な事情に置かれてゐるそういう者がやはり日本に結局居残つて、ほんとうに日本の土になつて、日本人になり切るといふような者は全部が全部なるとは言い切れなかつた。これはやはり長い間自分の国が滅びたといふことで非常に悲しんでゐた人たちにしてみれば、祖国といふ大きな支えがあることによつて、いままでの差別も吹飛ばしたといふやうに、大いなる誇りを持ってやつていきたいと思へば、当然そういう教育といふものは要求するだらうと思ふ。それらの人たちに、日本の学校のうちでも各種学校も認めないといふやうなやり方は、私はどうかと思ふ。そのことのために、もうとにかく経済的にたゞ通学の定期券を買ふにしても差別を受ける。いろいろな差別を受けて、経済的にもみんな大きな問題が出てくるわけですよ。そういうことについて日本が一体、一部分やつてゐるのに、あとの認可をしないようにするといふ文部省の態度は改めるべきだと私は思ふ。しかも、あるところにおいては、県にまかしてゐるから、県で思ひ切つてやつたところはちゃんと認可が出る、文部省をおそれたものは認可しないといふばかたがたができてゐる。こういうことは少なくとも長い間の親善の關係からいつて改むべきことだと、こう考へる。

そこで文部大臣、ひとつあなたにお尋ねしておきますが、あなたはさつきその国の國語で教育することは何でもないといふことをおっしゃつた。その国の歴史を教え、その国の國語を教えることは何でもありません。ところが、いままでの文部大臣の中には、どういふことを言つておるかといふと、母國語による民族教育を行なうといふことは好ましくないといふ観点だ、これがあるから各種学校を認可しないんです、こういう答弁をしてゐる。これは昨年の三月二十五日の衆議院の文教委員会におけるところの答弁、文部大臣の。あなたのやつは一步前進したといふことになるね。この理由がなくなればだんだんその面では、今後はあなたが御心配になるような事態が起きない場合には、そ

ういふ面については、前向きですね、このごろよくはやる前向きの立場でいろいろお考えになるといふことになりませんか、どうですか。

○国務大臣(中村梅吉君) 前の大任が答へをされたことの引例がございしましたが、それと私の考へと差異があるかどうか、直ちに判断いたしかねますが、要するに、先ほど申し上げましたように、日本の教育基本法のあるいは各種学校の制度等によつて、日本の法律によつて学校を許可して保護するに値するかどうかといふことは、日本の社会に若干でも貢献するといふか、積極的な意義があるかどうかといふところにかかつてゐると思ふのであります。純然たる外国人が日本の国内でその自國語の教育をするといふこと自体、あなたが排斥すべきものじゃないが、それを日本の教育制度上の、法律に基づいて政府なり行政機関が認可した学校として積極的に保護するかどうかといふことは、これは別問題でございします。自國語で教育をするといふことも、先ほど申し上げたように、反目的なこと、その所在の制度なり憲法なりの精神に反したやうなことをやらぬ限りにおいては別段害があるわけじゃないから、害のないものに対して否定をする必要はありませんが、これを積極的に保護する価値があるかどうかといふことは、また別個の角度で検討すべきものと私は考へております。

○小林武君 だんだん話してゐるうちに何かしなるのですが、積極的に保護とか何とかいふ問題ではなくて、認可するといふこととがいはしなればならぬと思ひます。これは前向きの姿勢でひとつやつていただきたい。しかも、これは韓国側との間においては、好意的にこの問題の解決に当たるといふことを言つておる。それは各種学校だけでなく、その他認可の学校についても私立学校として認めるかどうかといふことについても、相当何か進んだやうな両者の話し合いといふものがあるやうに聞いている。韓国側はそう言つておる。だから、文部省もその点ではひとつ前向きに進んでもらいたい。

法務大臣にお尋ねいたしますが、在日朝鮮人の高等学校の生徒あたりがやたらに暴行殺傷事件の被害者になるという事件があるわけでありまして、こういう点については一体どのくらい件数があるか、それに対する扱いはいまままでどういうことになっているのか、今後、これから一体在日の韓国であらうが、北朝鮮の青年であらうが、日本の国の中において住んでいこうという人たちの命の保障もできないというふうな、こういう状態ははなはだもって私は問題だと思ふ。これについて、一体あなたの御見解を承りたい。

○国務大臣(石井光次郎君) お答えいたします。暴力を押さえて、これをなくしていくというところは、政府の大きな方針の一つでございます。その方向に向かって努力を続けております。それはだんだんと実効があらがりつつある途中でございますが、この韓国と申しますか、朝鮮の学生と日本の学生の間にときどき問題が起こっております。うちよつとした争いが土台となつて、それからけんかになるというふうなことになるということが多いようにございまして、どのくらいの件数があるかは、後ほど関係者から申し上げますが、私どももいたしましては、被害者が日本人でありましたら、あるいは朝鮮人でありましたら、そういうことを問はず、被害者をよく守つて、そうしてついに世の中を安んずるというところがわれわれの願ひでございます。それから、この国人ということによつて差別を置いて処理するということなく、いままでもやつてまいりましたが、今後といえどもその方針をもつて、暴力行為の絶滅を期するという方向に向かつて努力をいたしていくつもりでございます。

件数については、関係者のほうから申し上げます。

○小林武君 渋谷事件、大塚事件、蓼科事件、愛知事件、十条事件、下北沢事件、梅ヶ丘事件、小田急百貨店事件、日暮里事件、神奈川事件と、事

件の名前はだれがつけたか知らないけれども、これだけの件数がある。しかも、その行なわれたのは、限って朝鮮中学校とか、高等学校の生徒である。犯罪が集団的、組織的に行なわれておる。白昼公然と行なわれ、凶器を使用し、凶悪かつ執拗な攻撃が行なわれておる。加害者には反省悔悟の気持ちがあるとは見当たらぬというふうな点、これは日本に來ている外国人の心を非常に痛ましめておる。これを、どのくらいあるかわからぬといふことは、大臣に聞いたらまずいのかもしれませんけれども、この関係の政府委員から詳細ないままでのあれを説明して、今後こういうことと起らないような対策というのはどういうふうな一体立てておるのか。

○政府委員(津田實君) ただいま法務大臣が申し上げましたように、暴力事件、特に一般暴力、ささいなものにつきましても、嚴重な取り締まりを行なひまして、かつ、適正な処分をいたして行なつてあります。ただいま御指摘のようないわゆる事件というものはございまして、これを承知いたしておりますが、具体的に加害者何人、被害者何人といふことにつきましても、いま資料を持っておりませんので申し上げますが、いすれにいたしましても、暴力自体は、ただいま申し上げましたように、絶滅を期する方向で行つておりますし、その暴力にかかわつておる者が、日本人でありますると、外国人でありますると、あるいは日本人対外国人でありまするとを問はず、これは当該本人たちのみならず、周囲に非常な迷惑をかける問題でありますので、こういうものについては絶滅を期するといふことで進んでおるわけです。したがつて、あらゆる事件につきましても、適正な処理をいたしておりまして、特段の相手方によつて差別をいたすといふようなことは絶対にございせん。

○小林武君 次の問題に入りますが、時間もありませんので一点だけいたしまして、私の質問をきょうのところ終わりたいと思ひます。非常に残念でありますけれども、私の聞きたいと思ひ

文化協定の問題につきましては、きょうはとて時間をおかけられませんが、一つ、二つお聞きしたいのです。一つは、文化協定というものは、非常にいままで結ばれた文化協定に比べて、端的な表現をさしていただければ、お粗末であるといふような気がするわけでありまして、たとえば日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の文化協定というものを見れば、文化協定について詳細な内容を持つておるわけです。私は、やはり総理が言われておるところの一衣帯水、すなわち隣邦であつて、政治的にも歴史的にも非常に関係の深いあの朝鮮半島といふものを考えた場合、これの文化協定といふものは、もっと内容があつたらしい。これは文化協定ではなくて、文化財引き渡し協定と、こう言うべきだと私は思ふ。この点について一体、どうお考えになつておるのか、それが一つです。

それから私は、あの引き渡された文化財の問題、この文化財の問題につきましては、前から韓国側がどんな文化財の引き渡しを、返還を要求したのかどうかといふそのリストの提出を求めているわけでありまして、これは出してもらいたい。これは必ずしもひとつそれを出してもらうといふことは——これは委員長のほうですか——出していただきたい。

それからもう一つ、この文化財の問題について、書籍の問題については、これはソウル大学のたしか図書館の関係の人だと思ふが、一貫目幾らといふような本だといふようなことを、極端な表現ですけれども、そういう言い方をしている。この一貫目幾らだといふようなものがあつて事実なのかどうか。ほんとうだとしたら、これは私は重大な問題だと思ふ。

それから日本の文化財の問題でひとつ考えてもらわなければならぬのは、これはもう博物館も国のいろいろな美術館もそうですけれども、文化財の問題が出てきたところが、急にそれぞれの所持品を隠したとか、倉庫に納めて見せないという

にしたとか、展覽もやめたとか、ひどいのはその目録も外部に出すことを拒否した、こういうふうなことはほんとうの意味においての私は文化交流になるかどうか。私は、韓国の申し分の中にも、王仁の持つてきた千字文がどうだといふようなことを言ひ出すのはこれは私はおかしいと思ふ。しかしながら、一九〇五年以降の問題については相

当言ひ分があると思ふ。そういう問題点のあるところに誠意を尽くして一体やるべきなのに、隠したといふような事実があるのかどうか。

それから民間の一体コレクション、これは総理の出身の山口県には寺内コレクションがある。千葉県には電力会社の何か社長をやつた人の膨大なコレクションがあるといふような話です。そういうものも一体どういふことになつておるのか。いま言われておるように、国有のものでさへも隠匿するといふことになれば、そういう種類のものはどういふことになつておるのか、そういう問題もある。まあ、これらについてひとつひくくめられた御答弁をいただいて、後日ゆつくりお聞かせをいただきたいと思ふのです。

○国務大臣(中村梅吉君) 私も、隠したといふようなことは全然聞いておりません。両国関係のことに至るまでのいきさつにはいろいろな経緯があつたかと思ひますが、直接の関係でございせんから、むしろその経緯については、必要がございまして事務当局からお答をするようにしたほうが適切だろと思ひます。

なお、ここに至りました最終的な考え方としては、同類のものが韓国にもあるかどうか、同類品がどうなつておるかといふことが一つの基準であります。もう一つは、學術研究の上から相互にどういふふうな扱いをしたらいいかといふようなことが一つの基準になつて、さういふ角度で検討いたしました結果、今回引き渡す品目及び品数が出てまいりまして、最終的には私も文化財を担当しておりますので決裁をいたしましたような次第であります。そういう事情にあるわけでございます。

○小林武君 もう一つだけ。

いま詳細な点についてきょうこで質問をやる時間がございせんから、文化財保護委員会のほうに要望いたしますが、引き渡したもののついていまのような韓側側の受け取り方があるかどうか知らないけれども、日本の少なくとも専門家の間にはそういう意見がある。私はその専門家の意見を直ちに全部そりだというふうには断定いたしません。しかし、これについてはだれもが納得するようなひとつ回答をしなければいかぬと思う。これは西国の外交の問題でもあり、文化協定という意味からいっても、あるいは引き渡しの問題についても重要なことだと思ふ。その点について文書をもってわれわれに回答するなら回答してもらいたい。

以上をもって私の質問を終わります。

○委員長(寺尾豊君) 午前の質疑はこの程度とし、午後は一時三十分再開いたします。

これにて休憩いたします。

午後零時五十一分休憩

午後一時三十八分開会

〔理事草葉隆國君委員長席に着く〕

○理事(草葉隆國君) これより特別委員会を再開いたします。

日韓基本関係条約等承認を求むる案件及び関係国内法案の四案件を一括して議題とし、休憩前に引き続き質疑を行います。横川正市君。

○横川正市君 まず私は総理に、日韓条約の案件の解決が十四年間の長い交渉の結果妥結をして、ただいま当委員会での審議を行なっているのではありませんけれども、十四年間の長い交渉という年月は積み重なっておりますけれども、提出されました国会では明確に對立する意見が激しく動いておりまして、長期にわたって難航したという条約の当事者の労をねぎらうことのできないというところは、全く残念なことだと考えております。しかし、私は外交問題が与野党の対決の場となると、

そういうことが愚行のごとくに考えることは間違いであると思っております。いずれかの一方がよくて一方が悪い、こういうような判決がこれは下されるものではないと思ふのです。今日まで与野党間で論議を通じて明らかにされた審議は、これは当面その意思がお互い妥協され一致されて通過するのではないというところは、言ってみますと、これは歴史の一コマの中で起こった事件を歴史がこれを証明をするところからゆだねるというところはきわめて私は知恵のないことだと考えております。しかし、私はただいまから社会党を代表して日韓条約中の請求権・経済協力その他の二、三の問題に触れるわけでありまけれども、この問題の審議の中でまず総理に何っておきたいのは、政治に對する姿勢の問題であります。数多い同僚議員からの質問に答えて総理は、たびたび「平和に徹する」ということを表明いたしております。

これは総理の政治姿勢の根本だと承知をいたすわけでありま。『平和に徹する』と、こう言うことは、総理自身が日本とその国民の先頭に立つてそして姿勢を正してその意思を表明されたのだと私も受け取りたいわけだ。しかし、実際には、そこにいささかお互いの受け取り方に差異を生じております。まあ言ってみますと、総理を目前にしてたいへん言いづらいことでありまけれども、たとえば反共保守主義、まあその中にいわば英國のチャーチルがその文獻に明らかにしておりますように、保守主義というものは現状に立つた現実主義と云っております。社会は進展をするんだから、現状に立つた現実主義が保守主義だと理解をするとするならば、私は、国民一般が総理に對して保守主義という名を冠したというところは、停滯する保守主義、こういうふうな考えられてるところが私はやはり受け取り方の差異ではないかと、こう思ふんであります。そういう総理の言動というものが、私は、やはり「平和に徹する」ということが出されておりますその受け取り方に差異がないように、率直なこの意見の表明というものがあつてしかるべきではないか、こういうふうに考えます。この点について総理の意見を聞きたいの一点であります。

もう一つは、今日アジアの諸国の中で、ベトナムをはじめとして韓国、朝鮮、それからマレーシアとかインドネシア、いわばこれは苦悩するアジアの現実を明確に露呈をいたしておることでありまして、これらの諸国家が平和を求めて苦悩をしておることが今日の私は姿であらうと思ふのであります。この現状というものをとらえてですね、一体総理が「平和に徹する」という意思を表明されたその意思の一つの具体的なあらわれ方として、こういう苦悩するアジアの問題の解決にどういう役割りを果たそうとされておられるのか、この点についてまず二問目として伺いたします。

もちろん、この総理の「平和に徹する」ということは、無抵抗主義によるところの平和論でないとは私も受けとめております。しかし、実際にアジアにおける今日の姿というものを解決する具体的な姿勢というものが具体的な提案というものがなければ、私も実は一体「平和に徹する」という姿勢として何をとらえておられるのかについてきわめてとらえにくいわけでありま。この点で、ぜひひとつ国民に對する説得力のある総理の真意というものを伺いたしたいと思ひます。これは私はたびたびの論議を通じて感ずるところでありますけれども、そのことは総理自身が百万べん「平和に徹する」と言ってみても、これはその相手側にとらえられなければむだなことでありま。総理自身のこともあらうと思ひます。また、審議に参加をされております与野党の方々のための問題でもあらうと思ひますので、そういう立場から世論をたびたび私も聞かなくてはなりませんけれども、総理をはじめ各大臣が、反対の意見を、単に世論の一部の意見というふうにとらえ方をすると、あるいは、まあ多数というものが背後にあるから、どうしようもないことでもその場をのがれたいとかというふうな、そういう安易な立場ではなくて、この問題についてひとつ総理

自身の考え方を明確に表明していただきたい、かように思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私の基本的な政治姿勢についてのお尋ねでございます。私は「平和に徹する」ということを申しましたが、「平和に徹する」これは外交なりあるいは國政運用におきましてその方向だ、これは別に説明を要しない。いま言われるのですが、平和に徹する私が、共産党がいだ、反共だ、あるいは保守主義だ、こういうところの問題があるのだと、こういうふうに御指摘になったと思ひます。私、ただいま保守主義の保守哲学をこの席で説明しようとは思ひませんが、しかし、保守は、一部でいわれておられるような保守反動とかそういうものではないことだけは理解していただきたいと思います。私は実際に保守反動、こういうものではなくして、やはり保守のいいところは、いいものはいとしてこれを守つていく、悪いものについてはラディカルに勇氣を持つてこれを改正していく、これが真の保守主義だ、かように私は思つておりますので、保守だからといって保守反動だ、かようにマークすることはない。また、保守反動あるいは保守逆行——逆行コースを行くものだ、こういう批判は当たらないのであります。ただ、私が共産主義はきらいだ、こういうことを申しておりますが、ただいまの保守と共産主義を對立させますよりも、私はむしろ民主主義、民主政治、これを守り抜くのだ。共産主義と民主主義との間にはすいぶん隔たりがあります。これを國民に理解していただければはつきりわかると、かように私は思つておるのであります。その私が民主主義を守り抜く、民主主義の立場において民主政治を貫く、その立場において私は保守の思想を持つておる、かように御批判をいただければいい。いわゆる共産主義がきらいだといつて、それに対する保守反動の思想を持つんだとか、かようにちよつと言われないように。私はそれは理解ができません。ただいま保守哲学についてこの機会に説明する考えは持つておりませんが、ただいま申し上げる「平和に徹する」その基本的においては、

政治のあり方として、どこまでも民主政治を守り、これを貫く。先ほど来から申し述べましたように、そういう意味で議会制、議会政治に徹するということでもある。このことと同時に、ぜひ御理解をいただきたいのは、多数決の原理というものをはり尊重してならなければならない、こういうところに実は落ちるのであります。ただいま、その点ではお聞きにならなかったようでありまして、その点はしばらく預りしていただきます。

次に、東南アジア諸地域の国々は、ベトナム、マレーシアをはじめ、また韓国においてもいろいろのたゞい思想的対立もある。こういうような事柄で、そういう国に処して、日本が平和に徹する、そういう場合にどういふことを考えるかというお尋ねであります。ただいままで、いわゆる世界は一つだ、あるいはアジアは一つだ、こういうような思想もないことはごいませませんが、もっと率直な例で申しますならば、いわゆる国連で採用しておりますように民族自決、同時にまた反植民地政策、植民地から解放されて、それぞれが民族自決でそれぞれ国をなす、こういうところがたゞいまの段階だと思ひます。ただいま言うような世界は一つだとか、アジアは一つだとか、こういうような大きな理想に到達するまでの段階としての、ただいま申すような反植民地あるいは民族自決、こういう形でたゞいまやっておる、かように思ひます。そこで私も、このことについてはその民族あるいはその国を尊重することが、そうしてそこにお互いに平等の立場でつき合っていく、これが最もその必要なことであります。大事なことであります。ただいまの日韓の問題にいたしましても、一部あるいは過去の忌まわしい歴史のことを思い起こす、しかしながら、お互いが平等な立場で相互理解を旨とするならば、必ず善隣友好の関係を樹立することが出来る。しかしながら、過去の日本の力というものを今日もなお過信してそうして立ち向かうというふうなことで、これはもちろん韓国側で許すわけのものでもない

い、また、戦後日本が敗れたあの状態において新興独立国の韓国民が日本に対する態度で今日もまだ続く、こういうような状態だと、これまた日本国民が納得するものでもない。どこまでも双方がお互いに独立を尊重し合い、相互理解に立つて、これがその大事なことであります。こういうことで、アジアの諸地域の実情等を勘案いたしました際に、私は大事なことは、相互に独立を尊重すること、相互に内政に干渉しないことだ、このことを強く実を要望しておるのであります。このことはしばしば申し上げておるのであります。共産主義の国であるが、そうでなからうが、そんなことに私はかまっておるわけじゃないのだ、とにかくお互いが相互に尊重し合う、そういう立場に立てば、私の平和ということとは違はれるのだ、遂行できるのだ、かように私は考えております。また、国際紛争に武力を使わないという憲法の、国民の約束がござります。この立場に立ち、また国際的にも私もその立場でものを進めていく、そうすると、いわゆる開発途上にある国々に対しては、経済開発の面で協力をするとかあるいは技術的な指導もできるだろう、こういうことで、今日アジア諸地域に対しては日本の果たし得る役割りを果たしておる、これが私の平和に徹した外交であり、国の政治のあり方である、かように私は確信しておるのであります。

○横川正市君　いまの総理の答弁は、実は私もそのまゝ受け取れば理解のできる点も多々あるわけでありまして。ただ、その具体的な問題で実は高踏な理論を私も吐くのではなしに、現実起こった問題を対比してみても、一体それは理屈に合っているのか合っていないのかということでも簡明率直な答を出さうというの、これはやはり一つの批判の声の中にあるわけですね。その批判の中にある一つとして、たとえば北ベトナムに対するアメリカの爆撃がこれはやむを得ないという政府の意思表示がある。片一方では、総理のいわゆる「平和に徹する」といういまの善隣友好のものの考え方があると、これはいわゆるつながらないので

すね、実際には、一貫性がない。こういうことで「徹している」ということならば、これは無抵抗主義の平和論ではないということにはわかつておつても、それに対処すべき何らかの処置というものはあるのではないのか。万人がこの北爆はやめたほうがいいと思つておるときにやむを得ないと思つておるときは、私はこれは徹した一つの政府の姿勢としてはむしろお答えではないか、こういうふうには、これは簡単なことで、いろいろ事情というものはあるということを幾ら説明しても国民一般がわからない点だと思ふ。ここで私は論議を戦わそうと思ひませんけれども、そういう幾つかの問題にぶつかつて、実は総理の政治の姿勢に対して多くの不信とかあるいは危惧を持っているというところは、これは率直に私は言わなければいけない、かように思ひます。

そこで、先般私は閣内閣でちよつと問題を提起しておきました。この日韓のことは日ソだ、こういう一つの外交路線というものが佐藤内閣にあるやに報道されておりました。佐藤総理自身は、実はそれはまだきまつたことではない、こういう意思表示でありますから、私はこれが第一に着手すべきものだというふうには判断をいたしません。しかし、伝えるところによると、日韓のこの審議のさなかではありますけれども、現在東南アジア諸地域に対して中国からの影響力が非常に活発に動いてきている。これはもういろいろな点でその実情というものが報道されていることだと思ひます。そういうふうな中共の勢力を後退せしめなければならぬというふうな、そういう動きというものがあつて、その後退せしめる一つの路線というものを日本がさがしているのではないのか、こういう最近の佐藤内閣に対する評価というものを出している筋があるわけですね。しかも、それを具体的に裏づけるように、最近川島副総裁がインドネシアを訪問されました。その訪問は、これは当然総理とも十分打ち合わせて行かれたことではありますから、それ自身は何も佐藤・川島ライオンということでは私はないと思ひます。いわば政

府の一つの政策の一端として、川島、総理が動かれたのだと思ひますけれども、その川島副総裁のインドネシア訪問に際して、インドネシアのそれぞれの関係の向きとこれは信用供与に該当するの、あるいは単なる民間との取引に該当するの橋渡しをしようとするのか、それは実際にははつきりはいたしませんけれども、金額にして約四千三百万ドルの供与を一つの目標にして動いておるのではないかと、これがいわれられております。しかも、それを具体的に一つのあらわれとしては、最近のインドネシアのいわゆる政情の中で、スパンドリオの存在ということが非常に大きく注目をされておる。彼が一体どういふ意思表示をするかというところは将来のインドネシアの政情というものを方向づけるのではないかと、こういうふうなことが判断をされ、その中にたとえばスパンドリオのPKI、いわゆる共産グループに対する最近の批判的演説があらわれた。そのことは直ちにこれは決定的なものではないだろうけれども、スパンドリオのいわゆる軍部右翼に対する屈伏ではないか。そこで、そういう政情の中でアメリカのCIAが直接これに行動を起こすというところは、今日のアジアにおけるいわゆるインジネシア等の行なっている諸業績から好ましいとは考えられないので、それにかわつて日本が一つの足場をつくるために、いわゆる中共の影響力を排除する足場としてインドネシアに拠点を置くのではないかと、こういう判断がされておるわけでありまして。具体的にはスカルノ・川島会談とかあるいはその他の財界筋との会談等を一つの基礎に置き、なおアメリカの要人等の発言等を考慮されながら、こういう判断が働いておるわけでありまして、そこで私は第一に、佐藤総理のいわゆる東南アジアにおける一つの外交の姿勢というものはこれからどう向けられるのか。それから、当面インドネシアに対して、あるいは政情の中にあるわけでありまして、日本としてはこれにどう対処しようと思はれておるのか、さらに信用供与等具体的な数字があらわれております四千三百万ドルというふうなこ

る具體的な供与その他は一体どういふ根拠と計画に基づいて出てきたものなのか、そういう点についてこの際ひとつあわせてお聞きをいたしておきます。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいまるお尋ねがございましたが、これには横川君の御意見もだいぶまじっている、かように思います。大事なことは、私がいま申し上げましたとおり、お互いに独立を尊重するという事です。内政に干渉しないという事です。これが一番大事なことだと思ひます。ただいまお尋ねは、この線についての御意見ではなくて、いまやっておる事が、何だか中共を封じ込めるようなそういう政策に加担しているんじゃないか、あるいは中共の発展を阻害するような形において展開しておるんじゃないかと、こういうようなお話のように実は聞いたのであります。私は、ただいま申し上げるうちに、いずれの国とも仲よくするんだと。したがって、いわゆるお互いにお互いの独立を尊重し、お互いに内政に干渉、こういふことであれば、りっぱに仲よくやうていけることであります。このことが基本的な態度であります。

ベトナムの問題につきましては、北爆を肯定したと、かように言われますが、その前に、この北爆、同時に南に対する北からの浸透というものがあります。そのことを申し上げて、北からの浸透が結構限り、この北爆というものは一方的に非難するわけにいかない、しかしながら、私どもは、平和が招来することが望ましいのだから、一日も早くこういふ戦火がおさまって、そうして話し合ひをすることが必要だと、かようなことを申し上げておるのであります。ただいまの発言のように、一方的に片一方だけを非難しないというのが私のたてまえでございます。したがって、北からの浸透がなければ、北爆というものは当然ないだらうし、また言つて、北爆があるから北から浸透するんだと、こういふお話があるかも知れませんが、両方ともにかくなくする、いわゆる相互にただいまのような侵していることがあるか

ら、こういう問題が起きている、こういうことであります。

また、日本とソ連との間がだんだん近づくじゃないか、これは中共路線というものをばむもの、だ、中共の膨張をはばむものだ、こういふようなお話のようでありませう。中共がどういふ膨張を計画しているか、私は知りません。しかし、ただいま私どもがソ連と計画をし、いろいろ話し合つておるの、両国間で長い間の問題であつた領事協定をするとか、あるいは日ソ航空協定を結ぶとか、あるいはまた、シベリア開発についてソ連から日本の協力を求めておる。それを具体化するという問題でありまして、いわゆる中共の膨張をはばむ、かようなものではない。だから、これは中共をまた敵視しておるものでもないということをはいつ御了承いただきたいと思ひます。

冒頭に説明した基本的態度であるとか、また、インドネシアに対しては川島副総裁が出かけていろいろ話をした。これは当時スカルノ、スパンドリオ、これらと話をしたのであります。クーデター前でありまして、それから後にクーデターが起きたのであります。ただいま私どもは、このインドネシアの内政にタッチする、こういふような考え方は全然ありません。これも経済的協力は、民族的に生活が向上していく、経済の繁栄をもたす、そういうことに日本が協力ができるかできないか、こういふことで、いろいろ考えておるの、冒頭に申しました経済協力、これが平和維持への道である。お互いが繁栄することによつて、争いなどはない、国民生活が向上する、そういうところが相互の幸福である。それをねらつておる。で、これが経済開発であり、また技術援助であり、あるいは医療、病苦からこれらの国民を救うとか、こういふようなことについては、人道的見地で私どもが積極的に働くべきである。かように私は思つておるのであります。

ただ、申し上げたいへんどくなりまして恐縮ですが、いろいろ外交政策を展開いたしてあります。そういう際のもの、ある一國に対して特

別な処置としてその外交政策を選んだ、こういうものでないことだけ、この機会にはつきりしておきたいと思ひます。

○横川正市君 本論ではありませんから、深く触れようとは思ひませんが、実は今日この自由陣営の強化策ということが、一つの大きな方向というものを持つて動いておる時期でもありません。まあ、軍事に言へば、過去におけるところの軍事同盟等はそれほど大きな防衛の力がなくなつて、新しいいわゆる態勢が必要なのだと、このことやら、拡散問題等を含めて、防衛についての新しい方式というものが何か考えられなければならぬ、そういうことも論議されている段階ですから、私どもはその問題に就いて、これが全部いわゆる自由陣営強化のための役割りを果たしておる、そういうことだと、直接結びつけて考えることは、これはあるいは飛躍かも知れませんが。しかし、そういうふうなことが考えられている諸地域が、

「理事草葉隆國君退席、委員長着席」これがアジアにおける今日のいつてみれば現状ではないか、こういふことを考えますので、この点については、ひとつこれからの佐藤内閣のいわゆるアジアにおける外交の動き方として、私は十分考慮されていいのではないかと、かように思ひます。

そこで、日韓の中で問題になっております請求権の点について質問をいたしたいと思います。まず第一に、これは事務局からひとつ明確にしたいだきたいと思ひますが、四十年十一月五日の衆議院の速記録の中で、高辻法制局長官の石橋委員に対する回答でありますけれども、これはいろいろ論議のやりとりをした結果であつて、私も最初から論議をいたそうとは思ひません。この内容とするところは、これは外交権の放棄をし、それから在外資産については、その法的な地位というものが、その国の国内法によつて処理をされた場合には、個人がたとへば財産権を主張できても、それを取り立てるといふようなこ

とはできなくなるのではないかと、それは日本の國が当然それにかゝつて行なうべきではないかといふのに、さらにたんだ、それが外交権の放棄だ、こういふふうな説明をされておるわけなんです。

それからもう一点は、藤崎政府委員の説明の段階で、さらに石橋委員が、平和条約の第四條の(ハ)項が、平和条約発効の時点で解決したという結論がどうして出てきたのか、妙な法律論だといふことで四條の(ハ)項について質問をいたしてあります。これに対して権名さんは、この現在の折衝の段階では、石橋さんの言うことはそのままのとおりだけれども、実際にはこの問題の解決の、いわゆる外交権の放棄、それから相手の國のいわゆる内法、こういふことによつてできないことなんだ、こういふことでこれは結んでおるわけでありまして、けれども、この考え方についてさらにひとつ具體的に説明をしていただきたい、かように思ひます。

○政府委員(高辻正巳君) お答え申し上げます。いま御指摘の論議は、私の言つた部分のほかにございまして、私が申し上げた点については、憲法二十九條の關係の問題でございまして、それに対して考え方を述べたいと思ひます。憲法二十九條、これは御説明申し上げるまでもなく、憲法二十九條の三項が問題になると思ひます。

○横川正市君 憲法二十九條でなく、外交権放棄のところからの質問です。外交保護権です。○政府委員(高辻正巳君) その憲法二十九條の問題に關連して申し上げたと思ひますが、要するに、憲法二十九條では、私有財産を「公共のために用いることができる」、用いることができるが、その場合には補償が必要であるといふふうになつておりました。憲法二十九條は、日本の憲法のことでございまして、わが國權とか、その他の公權力の行使によつて、公共のために私有財産を用いる、その場合には補償するといふことが規定してあるわけでございます。ところで、これは今回の日韓条約に限る問題でございせんが、平和条約のときから実は問題でございせんが、ひるがへつて考えてみますと、日本の國民が持つてお

私は法律的に非常に疑問に思うのは、これは総

法律、憲法は十分検討される、かように御理解い

まり領土の分割によつて生じた相互の間の請求

及してもむだであるということになって、この問

題はそのままお流れになった、こういうかつこうになっております。

○横川正市君 これは、あとから非常に問題になるのは、向こう側の根拠法に基づいて明確に請求してきたことが、根拠を立証できなくて、お流れになって経済援助に変わった、こういうことになると、言ってみますと、前段と後段というものは非常に関係があるというふうにも見れるし、それから全然関係がない、それならば一体あとの三億、二億、三億以上というのは、どういふふうにして計算されたかという問題に関連してくるわけですから、この点をひとつはつきりしておいていただきたいのには、相手側が請求権があるとしてこられたものの法的な根拠というものはどういふふうに裏づけしてこられたわけですか。

○国務大臣(権名悦三郎君) 事務局から御説明いたさせます。

○政府委員(後宮虎郎君) 請求権の根拠をいたしました各項目によって先方が提示してきた理由はまちまちでございまして、たとえば金、地銀の請求、日本が韓国で、朝鮮半島で発掘いたしまして持つてまいりました金、地銀に対する請求等に対しては、わがほうは朝鮮銀行法に基づいて、合法的に買上げたものだという法的根拠に立ちますし、先方は略奪してきたものだという立場に立つて、全然法的の解釈が一致しなかった。それから、先ほどお話のありましたいろいろな請求権について、韓国人と日本人との割り振りがどうなるか。あるいは南北の割り振りがどうなるかという点についても、全然、事実関係について意見が一致しなかった、そういうようなことでございまして。

○横川正市君 そうすると、少し具体的にお聞きをいたしますが、いわゆる相手側が請求してきた入項目について、これは正式には——資料の問題でまたやりとりするのはいいですから抜きですが、第一項目の、朝鮮銀行を通じて一九〇九年から一九四五年までの間に韓国から搬出された金銀の返還を請求する。これは、数量はあなたのほうではわ

かっておりますか。それから、大体換算してどのくらいの金額になっていったのか。これは、明確には金額は明示をされておらなかったようですね。

○政府委員(後宮虎郎君) 対日八項目の項目につきましましては、もうおとしでございまして、たが、国会に資料として提出されているわけでございますが、その具体的数字につきましては、御承知のとおり、今般の日韓国会におきまして、衆議院段階でこの提出が問題になりまして、韓国側との話し合いの関係上、秘密会では提出できるといふことになって、そのままだこの問題が片づかなかつたままになっていっている状況でございまして、したがって、事務局といたしましては、ここですぐというわけにはいかないことを御了承願います。

○横川正市君 ちょっととさみですが、郵政大臣にお聞きをいたしますが、郵政の所管する貯金等、振替貯金、郵便為替、その種目は、それぞれ原簿その他によって明確になると思うのでありますけれども、戦前の朝鮮においては、郵便貯金の総額は幾らあったのですか。

○国務大臣(都祐一君) 二十年の九月末で、朝鮮記号の預金は、大約十二億ございまして。

○横川正市君 外務大臣、いま郵政大臣が原簿その他の精査によって出された金額と、それから、国会に未提出でありますけれども、委員長の手元で、秘密会議といわれております、請求権八項目の中の郵便貯金の、いわゆる向こうから提示された金額とは、ほぼ同じような数字なんです。ですから、私のほうから一々取り扱い諸官庁から数字を聞いては、幾らありましたかと言つて聞いて合

わせていくのは、いかにもこれは非能率的なもので、出された大体概数についてはほぼこれは全部資料があつて、その金額その他についても明示されているわけですから、もっと具体的にその内容を説明していただけないですか。そうすればたと数字というものは別にめんどうしないであらわしてくるわけですからね。

○国務大臣(都祐一君) この問題は、いまのお尋

ねの点の前に、私がお答えした事柄について申し上げておくことが必要だと思つて、これは御承知のとおり、朝鮮記号の預金というものは、終戦後は日表も月表も正確に日本側に参りませんでした。したがって、わかり得る限度というものは日本側でわかつております。したがって、その数字とたまたま符合するかとおっしゃいますとも、それと全く、先ほど外務当局からお話になりました点とは全く種類を異にするもの、こういうぐあいに御理解願ひたいと思つて。

○横川正市君 郵政大臣出てこなくともいいわけですがね。私はたまたま郵政大臣に具体的に原簿所管庁ですら幾らあるかという数字を聞いて、その発表された数字と、それから八項目の第二で請求された向こうの数字とがほぼ合致するものから、資料で出さないと出さずとかというふういうめんどやなこと、私のほうから一々これは幾ら、これが幾らかというふうに聞くのはめんどやから、資料として数字を出したらどうですかと、いま外務大臣に聞いておるわけですから、たいへん手数を書く方法ですがね。

○国務大臣(権名悦三郎君) それを申し上げたいのでございまして、向こうの政府の方針としては公開は困る、こういうことでございまして。そこで、(「どういふ理由で」と呼ぶ者あり)その理由までこまかく聞いておりませんが、とにかく韓国政府としては、それを公開してもらつては困ると、こういうことを言いますから、それでこれは秘密会であればひとつ取り扱い得るけれども、秘密会でない限りにおいては、これは遺憾であるけれどもお求めにに応じかねるということで、ただいまストックしているような状況でありますので、それをここで申し上げることは差し控えていただきます。

○横川正市君 まあ言つてみると、事実上は最終的決定の何といふんですか、土台にとか、参考とか、そういうことにならなかつたとなつたのほうでは答弁をされておるわけですが、私はそういう意味ではあまり重要な書類だとは思われないわけなん

です。ただ、これはひとつ、私のほうにありますがこれは市販されておる資料ですから、あなたも十分承知だと思つていただいても、大体この資料の、請求権として向こう側が主張してこられた内容については、ほぼこれは向こうからきた書類と合っているのかどうか、その点はどうですか。

○国務大臣(権名悦三郎君) とにかくこれを法律的にあるいは事実関係から確定するということはもうとても不可能だといふので、いわばほご同様になつたものでございまして、向こうとしてはそれほど秘密扱いにしないでいいのではありませんかというふうに一応は考えられますけれども、とにかく韓国政府のかつてやつた行動というものが資料になるのでありますから、その点を一応断つて、こう思つたのでありますけれども、向こうは、やはりそれは公開してもらつては困ると、こういうわけでございます。でありますから、どうもそれを約束を履行する上において、ある資料がその本物に合っているかどうかというようなことを私は言明するわけにはいかない。まことに遺憾でございまして、どうぞよろしく。

○横川正市君 寡聞にして為替換算率を私承知いたしておりませんのでお聞きをいたしますが、この韓国の通貨と日本の通貨との交換率はいまだどうなつてゐるのですか。

○政府委員(後宮虎郎君) お答え申し上げます。御承知のとおり、いま韓国の通貨は、いわゆるフローティングマーケットと申しますか、実勢相場、浮動レートをとつておりますけれども、そのときの基準のレートといたしましては、米ドルの一例が二百五十五ウォンになっております。

○横川正市君 外務大臣、この大体この八項目の一つ一つをお聞きをいたしていきたいと思つてあります。これは、第六次までは、それぞれ交渉のいわば相手側から要求されたものの検討資料といふんです。そういうものになつたわけですね。そこで、この第一項目については、これは衆議院の段階でも、成規の手続で日本へ搬入されたというふうに、当時の大蔵大臣は答弁をいたして

おります。それならこの二項目以下の、交渉の過程でそれぞれのやりとりといいますが、日本側から主張した内容、それから向こう側から、こういう理由だという主張をした——金額はまあいいですから、どういふやりとりをされたか、おもな点だけお答えいただきたい。

第二項目は、これは通信関係に該当するので、郵便貯金、振替貯金、郵便為替、それから国債、貯蓄債、それから朝鮮の簡易保険、郵便年金、それから海外為替貯金、債券、それから太平洋米國陸軍總司令部布告第三号によって凍結された韓国の受け取り金というふうに出てくるわけですが、これらの、これは項目だけは国会に提示されておりますから、その提示された項目について、六次までのやりとりとしては、どういふやりとりをなされたか、おもな点だけひとつ。

○國務大臣(権名悦三郎君) 政府委員からお答えいたさせます。

○政府委員(後宮虎郎君) 法律論及び事実論のやりとりが、あるいは帳簿の突き合わせとか、そういうような法律論及び事実論上のやりとりが、大体、第六次まで行なわれたわけでございますが、事実論といたしましては、各項目について先ほど申し上げましたとおり、この韓国人と日本人との仕分けとか、あるいは南北の仕分けというふうなもの、お互いにお互いの立場を言い合ったということでございます。法律論といたしまして、先ほどの金、地銀の問題のほかに、もう一つ大きな問題となりましたのは、たとえここにございませう第二の、大きな2の中の小さい2、それから小さい4、朝鮮總督府の東京事務所財産とか、あるいは大きな4の、韓国に本社を持っておりました本店、韓国に本社を持っておりましたような会社の在日財産の問題がどうなるかというふうな問題でございます。これは軍令三十三号の適用範囲が日本の本土にまで及ぶものかどうかということでは、やはり一つの大きな争点になります。また、たとえこの朝鮮の港に在籍してございました、登録してございました船なんかの問題につきましても、

物理的に朝鮮半島にあった財産のみが軍令の対象になるのか、あるいは単に登録という籍だけでもなるのか、そういうような点が法律論としては一番大きな点でございます。あとは大体事実の問題、また、それを裏づける資料があるかどうか。これは日本側の資料は、たとえば朝鮮特別会計に關します資料等は全部持ち帰りを禁じられましたので、向こうに残っております。こちらから有効になかなか反駁するよう資料が持てなかつた。それから朝鮮動乱等で非常に向こうにありました資料も滅失いたしました。向こうもなかなか有効な材料を出すことができなかったということ、結局俗なことは言へば、水かけ論的な結果になりました。金・大平了解の話し合いに入っていくことになったわけですが。

○横川正市君 そりすると、これは向こうは証憑書に基づいて積算された金額を呈示したのではなくて、何か目の子勘定なんから出されてきたようなものなんですか。向こう側の主張としては——金額はいいですが、主張としてはその点どういふ主張をされておったわけですか。

○政府委員(後宮虎郎君) もちろん先方としましては、先方なりの一応の理論構成及び——結局腰だめの数字も相当あったわけでございますが、同時に、したがって、この八項目の中には数字を先方から入れてこなかった項目も相当あるというふうな状況でございます。

○横川正市君 これは数字の入っていないものもあるわけですが、それじゃこの三項目の振替または送金された金員の返還を請求されておるわけで、八月の九日以降、朝鮮銀行本店から日本の東京支店へ振替または送金された金員、それから、同じく八月の九日以降、在韓金融機関を通じて日本へ送金された金員、そういうのはこれは第一の項目と同じようなものか、また別な取り扱ひをされたものか。

○政府委員(後宮虎郎君) 記録によりますと、この項目については先方は数字を出すことを留保するといつて、出しておりません。

○横川正市君 これは私ももう入手のできない数字ですから、数字ということになれば、数字はこれはお互いに確認することはできませんが、向こうはどういう状況であつたからこれは請求権の項目だと主張されたかですね、その点をお聞きしているわけなんです。金額や何かじゃないのです。

○政府委員(後宮虎郎君) 要するに先方の論拠といたしましては、八月九日以前に實際上の何と申しますか、日本の権力下から離れるような状況になつてしまつたわけでございますが、その後米軍の進駐してくるのをおくられたとか、あるいは軍令三十三号の出るののもつとあつたとなつたとか、その間のごたごたの間に日本に対する解禁がなされた、そういうものが当然何と申しますか、日本の不当利得だというふうな論拠だつたと記憶しております。

○横川正市君 そりすると、これは言つてみますと、何かが要求する根拠としては実際には事務取り扱ひ者とかなんとかというふうなうやうやなものの証言とかあるいは根拠になるべきものを一切つけないで、状況判断でやられたものだというふうな考へていいですか。

○政府委員(後宮虎郎君) それらの項目についての討議、説明は留保しておるところから見まして、先方としましては、一応ともかく項目だけ腰だめと申しますか、網を張つて出して、あとだんだん調査が整えばという態度だつたと了解しております。

○横川正市君 この八項目はまだどこでも触れておらない問題ですから少し具体的に説明をしていただきたいと思ひます。

それから四項目で、一九四五年八月九日現在韓国に本社、支店または主たる事務所があつた法人の在日財産の返還を請求する。

(1) 連合軍最高司令部閉鎖機関令によって閉鎖清算された韓国国内金融機関の在日支店財産
(2) SCAPIN一九六五号によって閉鎖された韓国国内本店保有法人の在日財産

(3) その他
こういうふうになつておりますが、この項目はどういふふうな……

○政府委員(後宮虎郎君) これが、先ほど法律論で一番問題になつたものの一つとして例示いたしました、要するに韓国内にありましたこの会社の在日財産がどういふと申しますか、頭が朝鮮の中にあれば、その足、腕である支店の財産、日本にある財産にも及ぶべきだ、返還すべきだ、という韓国側の主張だつたと思ひます。

○横川正市君 それじゃ第五項目に入ります。第五項目は、
韓国法人又は韓国自然人の日本国又は日本国民に対する日本國債、公債、日本銀行券、被徵用韓人の未収金、補償金及びその他の請求権の弁済を請求する。

これは「日本有価証券」の項に入つ。それから「日本系通貨」としては、それぞれの当時発行された銀行券、紙幣、それから三つ目としては、「被徵用韓人未収金」(徵用軍人、軍属、項目としては俸給、賃金、年金、手当等、金額は二億三千七百万円というふうな要求項目。それから四つとしては、「戦争による被徵用者の被害に対する補償」太平洋戦争前後、それから日本に強制徵用された者、それから各個人が日本人と別視されて日本の戦争遂行のための犠牲となつて強制徵用された死亡者、負傷者に対するそれぞれの補償金、それから第五は、「韓国人の対日本政府請求恩給關係その他」恩給では、種類は年金、一時金、それから寄託金、第六は、「韓国人の対日本人または法人請求」で、韓国人の日本生命保険会社に対する請求権で加入者の責任準備金を請求するもの等、ここに金額がありますけれども、金額は明示できないようですから、これらの向こうとのやりとりはどういふことになつておりますか。

○政府委員(後宮虎郎君) 御指摘の項目のうち、通貨あるいは有価証券等につきましては、要するに日本側がこれを返す義務があるという、それだけのことでございます。

被徴用韓国人の未収金、これにつきましては、終戦当時特供に供託しているというふうに了解しておりますので、そういうものに対する請求権でございます。

それから戦争による被徴用者の被害に対する補償、これはやはりいわれる賠償——これはこれだけ領土分割の場合の請求権とちよつとはかのもとは性格が異なります、いわば賠償的な性格があるわけでございますが、生存者、死亡者に分けて、被害に対する傷ついたり死んだ者に対する補償金をくれ、そういう要求でございます。

恩給につきましては、これは日本の政府につめておつた際の恩給でございます、これはわかつているものについては恩給局が供託しておるようによつて了解しております。

それから寄託金と申しますのは、これは引き揚げのときに税関に——終戦後大量引き揚げを朝鮮人がいたしましたわけでございますけれども、これが税関に預けていった金でございます。

○横川正市君 それは、外務大臣、ちよつと疑問が出てきたわけですが、この八項目の請求はその根拠あるいは裏づけとなるものについてきわめて立証ができなくなったので、それで経済協力に変わった、それでまあ一切終わった、こういうことになるわけですが、いまの供託されたものと、あるいは恩給局等にある事実上のものについて、たとえば国籍の変更等その他があつた場合には、そのものだけは生きてくるわけですか。これは純然たる事務取り扱い上の問題になると思うのです。たとえば恩給については、中間期間が中断されておつても、継続された場合には、前後を通じてこれを支払うとか、いわゆる戸籍の面で当然恩給受給の資格のある者については、これは、死ぬまで、あるいは死んでからもその相続者について引き継がれるという性格のものなんです、事実上これは恩給局にあるとか、実際に金が供託されているとかという場合には、その支払いの義務、いわゆる契約の履行が生じてくることにな

るわけですが、この八項目全部が消滅したということとは少し違ふ結果になるのじゃないかと思うのですが、その取り扱いはどういう取り扱いをいたしておりますか。

○國務大臣(権名悦三郎君) 総合して取り扱うというところになったのでありますが、事務局から詳しく御説明します。

○政府委員(後宮虎郎君) たとえば恩給等の領土分離の場合の取り扱いにつきましては、交渉の最終にも各国の先例等調べたわけでございますが、いろいろな先例がございます、たとえばオーストリアなんかの場合のごとき、分離したあとでも旧統一時代の恩給のあれをそのままオーストリアは認めているというふうな例もあります。全然認めていないという例もありまして、国際慣行としてはまちまちでございます。今般の場合には、先般大臣が申されましたとおり、いわゆる金・大平了解の線でごつきましたので、全然個別の請求というところはございません。ただ、韓国側のほうでは、情報によりまして、日本側のほうから受けました経済協力で一つの基金をつくりまして、この証憑書類を持ってきていてという者については、そういうものは弁済する方針でいるように伝えられております。

○横川正市君 これは大平・金メモというのは純然たる外交上の一つの取りきめかも知れません、が、契約上の問題では私はなかつたように承知をいたします。そして、その具体的なあらわれが実は今回の三億、二億、三億以上というかつて経済援助というところになってきたんだと思うので、いまの後宮さんの説明でいきますと、いわば向うが道義的に国内法を定めて、その補償とかあるいは権利義務を生じたものについて支払いの方法をとるといふことだけではなしに、実はこれは個人の権利であつて、請求された場合には、実は私はこれは日本の国籍を持った者に対して支払い義務が生ずる、こういうふうに判断すべきだと思ふんですが、日本のいわゆる共済年金その他恩給

取り扱い法はたしかそういうふうに法律規定にされておるわけなんです、その点ちよつと疑問があるわけですが、ちよつとはつきりしていただけたらませんか。

○政府委員(藤崎萬里君) 財産及び請求権に関する協定の第三項で、「一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日には他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置」云々「に關しては、いかなる主張もすることのできないものとする。」といふことになっておるわけでございます。この協定の規定を受けまして、今度一括いま審議されております法律案の一項で「日本国又はその国民に対する債権」は「昭和四十年六月二十二日において消滅したものとす。」といふことになっておりますので、恩給債権も大韓民国国民のものは消滅するわけでございます。

○横川正市君 それは、私は、法律解釈が少し不備じゃないかと思うのです。これは特殊な事情下にあるわけで、日本人であつたという事実と、それからしばらくの間その国籍が明確にならないまま今日を迎えて、今回の条約が結ばれて、そうして日本人であることを明確にした韓国人については、それではこれは支払いの義務が生じますね。

○政府委員(藤崎萬里君) 大韓民国国民のものだけでございます、日本に帰化しておるとかいうような者でございましたら、もちろんこの適用はないわけでございます。

○横川正市君 これはやはり重要な問題です、から、そういう場合の取り扱いその他については、いまだどうするかというのを私は聞きませんけれども、やはり明確にしておくことが必要だと思ひます。その点、取り扱い、これは恩給局になりますか。その他、これは公務員制度でもなし、恩給局です。恩給局でこの取り扱いについて明確にする、そういうことではないですか。

○政府委員(藤崎萬里君) 取り扱い、御指摘のとおり、総理府恩給局でございますが、法律關係

は、私がただいま申し上げたとおりでございます。○横川正市君 いま支払いの義務の生じる者といふことがはつきりしたわけでしょう。だから、そういう支払いの義務が生じた者の取り扱いについては、たとえば何月何日韓国人で日本に帰化された者についての恩給についてはどう取り扱いますかという公示をせよといふかぬと思う。そのまはつとくわけにいかぬでしょう。支払いの義務の生じた者についての取り扱い規程、あるいは規程解釈といふものが出されるべきじゃないですか。

○政府委員(藤崎萬里君) 日本国民になりましたら、もうこれは一般の日本の法令の適用によつてやるわけでございます、特別の法令なり準則が必要であるというふうには私ども聞いておりません。

○横川正市君 これは、一時取り扱いについて停止または復活ないしは継承その他についての権利義務が生じた場合の取り扱い、これは前にやつていて中間が抜けてもどおりになったのだからいいのだというわけにはいかないのです。やはりその取り扱い規程その他の細目について、政府は明確にする義務があるはずなんです。その点は、私はひとつあなたのほうで検討していただくようお願いしたいと思います。

次の六項目の「韓国人(自然人及び法人)」の日本政府又は日本人に対する権利の行使に關する原則「これは「韓国人の日本政府又は日本人に対する権利であつて第一項ないし、第五項に包含されないものは韓日會議成立後といへども個別的に行使することができるとし、この場合には、國交が正常化されるときまで時効は進行しないものとする。」この法人規定については、これは事実上は他の項目で生かされておるわけですか、それとも別途の取りきめによつてこの項目は消滅している項目なのですか、どういう取り扱いをされているのですか。

○政府委員(藤崎萬里君) 交渉経緯のことでございますが、この点については、十分な説明が得られないままに終わったということでございます。

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一一七一号 昭和四十年十一月二十二日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対に関する請願

請願者 新潟県長岡市学校町二須賀方 青木優子外千名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一一七二号 昭和四十年十一月二十二日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対に関する請願

請願者 長野県上伊那郡箕輪町沢 田代兼三外六百名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一一七三号 昭和四十年十一月二十二日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対に関する請願

請願者 愛知県小牧市大字小牧二、六二一ノ一ノ二〇六 服部暢俊外三百十五名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一一七四号 昭和四十年十一月二十二日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対に関する請願

請願者 兵庫県姫路市南町二二一ノ六 森田民夫外四百四十五名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一一二三三号 昭和四十年十一月二十四日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対に関する請願

争反対に関する請願

請願者 名古屋市中区大池町四ノ一名古屋商工会議所日中県連内東海三県母親集会実行委員会内 山本信枝

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一一二四号 昭和四十年十一月二十四日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対に関する請願

請願者 東京都杉並区和田本町九五七 大谷十四子外五百名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一一二五号 昭和四十年十一月二十四日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対に関する請願

請願者 東京都北区堀船三ノ四五 植竹吉之助外二百二十名

紹介議員 田中 寿美君

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第一〇九四号 昭和四十年十一月十九日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 神奈川県川崎市東渡田一二 伊藤和次外千四百五十名

紹介議員 相澤 重明君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇九五号 昭和四十年十一月十九日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市若草町三、三一五 内藤雅夫外千五百名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇九六号 昭和四十年十一月十九日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 三重県津市三重町 高野信生外二千五百名

紹介議員 成瀬 暢治君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇九七号 昭和四十年十一月十九日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 三重県津市守山区大字瀬古 林熟外三百七十名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇九八号 昭和四十年十一月十九日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 神戸市兵庫区今出在家町一ノ一一四 千葉朝春外千二百六十六名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一〇九九号 昭和四十年十一月十九日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 兵庫県明石市桜町一四 中島榮作外二千名

紹介議員 渡辺 勘吉君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一一一〇〇号 昭和四十年十一月十九日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 福岡県田川市西區春日町二丁目 曾我部節子外千六百名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一一一〇一号 昭和四十年十一月十九日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 北九州市門司区大里 東一成外九百名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一一一〇二号 昭和四十年十一月十九日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願(二通)

請願者 福岡県中岡市大辻 古沢勇作外六百二十名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一一一〇三号 昭和四十年十一月十九日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 神奈川県川崎市大師駅前二丁目 橋本邦夫外五百七名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一一七五号 昭和四十年十一月二十二日受理

日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 静岡県浜松市広沢町五一 鈴木三治外二千五百名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一一七六号 昭和四十年十一月二十二日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 名古屋市中区生駒町一ノ三六 根村浩二外五百十名

紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一一七七号 昭和四十年十一月二十二日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 三重県津市三重町 関口精一外二千三百名

紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一一七八号 昭和四十年十一月二十二日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 静岡県浜松市平松五八〇ノ二 新村勝良外四百十八名

紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一一七九号 昭和四十年十一月二十二日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 滋賀県大津市北保町九ノ一 橋本明子外二千六百四十名

紹介議員 松本治一郎君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一一八〇号 昭和四十年十一月二十二日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 大阪府東成区大今里本町六ノ九 服部武外四千名

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一一八一号 昭和四十年十一月二十二日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 大阪府東住吉区山ノ内町一ノ一五 鈴木常弘外二百二十名

紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一一八二号 昭和四十年十一月二十二日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 大阪府北区天神橋筋三ノ八七 荒川正義外二千七百一名

紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一一八三号 昭和四十年十一月二十二日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 大阪府池田市綾羽町一ノ二、六五 山田三郎外十名

紹介議員 伊藤 順道君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一一八四号 昭和四十年十一月二十二日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 神戸市兵庫区楠谷町二二三ノ二 三木幸子外四千二百名

紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一一八五号 昭和四十年十一月二十二日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

紹介議員 佐多 忠隆君

請願者 兵庫県宝塚市中山寺二二 小松幸子外四十名

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一一八六号 昭和四十年十一月二十二日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市前田町三一 金田公平外九百三十四名

紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一一八七号 昭和四十年十一月二十二日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 広島市牛田町一、二七〇 大田信五外千三百六十名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一一八八号 昭和四十年十一月二十二日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 北九州市戸畑区小沢見町二丁目 生田耕一外四百名

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一一二六号 昭和四十年十一月二十四日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 北九州市八幡区帆柱町二丁目 川口恵子外九百名

紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第六一九号と同じである。

第一一二七号 昭和四十年十一月二十四日受理
日韓条約批准反対及びアメリカのベトナム侵略戦争反対等に関する請願

請願者 千葉市宮崎町三四一ノ三 神保欣史外百名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第五五六号と同じである。

第一一二八号 昭和四十年十一月二十四日受理
日韓基本条約批准反対に関する請願

請願者 兵庫県三田市大原国立療養所春霞園患者自治会内 山本忠夫外二百十七名

紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第一一二九号 昭和四十年十一月二十四日受理
日韓基本条約批准反対に関する請願

請願者 新潟市青山一、四三六国立有明療養所所有明療友会内 須田武外六十名

紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第一二二八号 昭和四十年十一月二十四日受理
日韓条約撤回に関する請願

請願者 東京都杉並区天沼二ノ五ノ二三 松尾喜代司外五名

紹介議員 田中 寿美君
日韓条約は、軍事的再植民地的性格と南北分割恒久化の非人道的性格を有しているもので、これに強く反対し、強行可決の無効を確証、条約案件の即時撤回を要求するとの請願。

一九 一 一 強化す然おる 強化する 二 八 当認め 当然お認め 三 二 対馬 対馬 四 二 三 中共阻止 通峽阻止 五 四 終わり いけな いけない 六 一 七 慎重 慎重 七 八 森元 治郎 森 元治郎	日韓条約等特別委員会公聴会會議録第一号中 正誤	日韓条約等特別委員会第九号中正誤
一六 基本条約第二條 一七 二 行な お 行な お 一八 三 六 ありいます あります 一九 七 終わり ことは ことに 二〇 八 二 九 圧側的 圧側的 二一 九 七 他上軍 地上軍 二二 四 一 六 基本条約第二條 二三 二 四 二 共 國 共産國 二四 三 終わり 一 實 體 実 體 二五 四 一 六 国連原前 国連原則 二六 二 四 六 多局化 多極化 二七 二 四 二 非軍事条約 軍事条約 二八 二 四 二 指令官 司令官 二九 二 終わり 従 從 三〇 三 終わり 一 九 従 從 三一 三 終わり 一 九 従 從 三二 三 終わり 一 九 従 從 三三 三 終わり 一 九 従 從 三四 三 終わり 一 九 従 從 三五 三 終わり 一 九 従 從 三六 三 終わり 一 九 従 從 三七 三 終わり 一 九 従 從 三八 三 終わり 一 九 従 從 三九 三 終わり 一 九 従 從 四〇 三 終わり 一 九 従 從 四一 三 終わり 一 九 従 從 四二 三 終わり 一 九 従 從 四三 三 終わり 一 九 従 從 四四 三 終わり 一 九 従 從 四五 三 終わり 一 九 従 從 四六 三 終わり 一 九 従 從 四七 三 終わり 一 九 従 從 四八 三 終わり 一 九 従 從 四九 三 終わり 一 九 従 從 五〇 三 終わり 一 九 従 從 五一 三 終わり 一 九 従 從 五二 三 終わり 一 九 従 從 五三 三 終わり 一 九 従 從 五四 三 終わり 一 九 従 從 五五 三 終わり 一 九 従 從 五六 三 終わり 一 九 従 從 五七 三 終わり 一 九 従 從 五八 三 終わり 一 九 従 從 五九 三 終わり 一 九 従 從 六〇 三 終わり 一 九 従 從 六一 三 終わり 一 九 従 從 六二 三 終わり 一 九 従 從 六三 三 終わり 一 九 従 從 六四 三 終わり 一 九 従 從 六五 三 終わり 一 九 従 從 六六 三 終わり 一 九 従 從 六七 三 終わり 一 九 従 從 六八 三 終わり 一 九 従 從 六九 三 終わり 一 九 従 從 七〇 三 終わり 一 九 従 從 七一 三 終わり 一 九 従 從 七二 三 終わり 一 九 従 從 七三 三 終わり 一 九 従 從 七四 三 終わり 一 九 従 從 七五 三 終わり 一 九 従 從 七六 三 終わり 一 九 従 從 七七 三 終わり 一 九 従 從 七八 三 終わり 一 九 従 從 七九 三 終わり 一 九 従 從 八〇 三 終わり 一 九 従 從 八一 三 終わり 一 九 従 從 八二 三 終わり 一 九 従 從 八三 三 終わり 一 九 従 從 八四 三 終わり 一 九 従 從 八五 三 終わり 一 九 従 從 八六 三 終わり 一 九 従 從 八七 三 終わり 一 九 従 從 八八 三 終わり 一 九 従 從 八九 三 終わり 一 九 従 從 九〇 三 終わり 一 九 従 從 九一 三 終わり 一 九 従 從 九二 三 終わり 一 九 従 從 九三 三 終わり 一 九 従 從 九四 三 終わり 一 九 従 從 九五 三 終わり 一 九 従 從 九六 三 終わり 一 九 従 從 九七 三 終わり 一 九 従 從 九八 三 終わり 一 九 従 從 九九 三 終わり 一 九 従 從 一〇〇 三 終わり 一 九 従 從	日韓条約等特別委員会第九号中正誤	日韓条約等特別委員会第九号中正誤

昭和四十年十二月二十二日印刷

昭和四十年十二月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局